

佐々町水道事業ビジョン・経営戦略 2025



令和7年3月
佐々町

－ 目 次 －

第1章 佐々町水道事業ビジョン・経営戦略の策定にあたって

1.1 策定の趣旨	1
1.2 位置づけ	2
1.3 計画期間・目標年度	2

第2章 佐々町水道事業の概要

2.1 佐々町水道事業の概要	3
2.1.1 沿革	3
2.1.2 給水	5
2.1.3 水源	5
2.1.4 浄水施設	6
2.1.5 取水・導水・送配水施設	7
2.1.6 管路	9
2.1.7 水需要	9
2.1.8 水道料金	12
2.1.9 組織	12
2.2 これまでの主な経営健全化の取組	13
2.3 経営比較分析表を活用した現状分析	14

第3章 将来の事業環境

3.1 給水人口の見通し	16
3.2 水需要の見通し	17
3.3 給水収益の見通し	18
3.4 水源の見通し	18
3.5 施設の見通し	19
3.6 組織と事業運営	20

目次

第4章 佐々町水道事業の課題と方針

4.1	前期水道事業ビジョンにおける課題の評価	21
4.1.1	基本目標：持続する水道	21
4.1.2	基本目標：安全な水道	24
4.1.3	基本目標：強靱な水道	25
4.2	本計画における方針と課題	26
4.2.1	経営の基本方針	26
4.2.2	佐々町水道事業における課題のまとめ	27
4.3	推進する実現施策	29
4.3.1	施策の体系	29
4.3.2	将来へ持続できる水道	30
4.3.3	安全な水道	32
4.3.4	災害に強い強靱な水道	34

第5章 投資・財政計画（収支計画）

5.1	投資・財政計画の基本事項	35
5.2	投資・財政計画の見通し	35
5.3	投資・財政計画の策定にあたっての説明	44
5.3.1	収支計画のうち投資についての説明	44
5.3.2	収支計画のうち財源についての説明	47
5.3.3	収支計画のうち投資以外の経費についての説明	49

第6章 フォローアップ（事後検証）

51

第1章 佐々町水道事業ビジョン・経営戦略の策定にあたって

1.1 策定の趣旨

水道は、国民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するとともに、産業経済活動を支える、生活に必要不可欠なライフラインです。全国の水道事業では、将来的に水需要が減少傾向となり、給水収益の確保が困難となることが見込まれるなか、既存施設の維持管理や更新、災害対策の強化といった課題への取組が求められており、水道事業を取り巻く環境を大きく変化しております。

平成23年に発生した東日本大震災を契機に、水道事業における災害対策の強化が急務になったことを受け、厚生労働省は平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定しました。このビジョンの中で、将来を見据えた水道の理想像を明示するとともに、その理想像の具体化のため、今後、水道事業者が目指すべき方向性や実現方策などが示され、平成26年8月に総務省が「公営企業の経営に当たっての留意事項」を通知し、水道事業を含む全ての地方公営企業に対して、将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期の経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づいた経営基盤の強化を図ることが必要であると示されました。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震を受け、令和6年9月24日に国土交通省から災害時における上下水道の機能確保を目的とした「上下水道耐震化計画」策定の依頼が発出されました。

佐々町では、平成28年3月に「佐々町水道事業ビジョン」を策定し、理想像「安全で美味しい水をいつまでも」のもと、事業の効率的かつ持続的な運営のための取組を進めてきました。また、平成28年11月に「佐々町水道事業経営戦略」を策定し、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営計画を推進してきました。

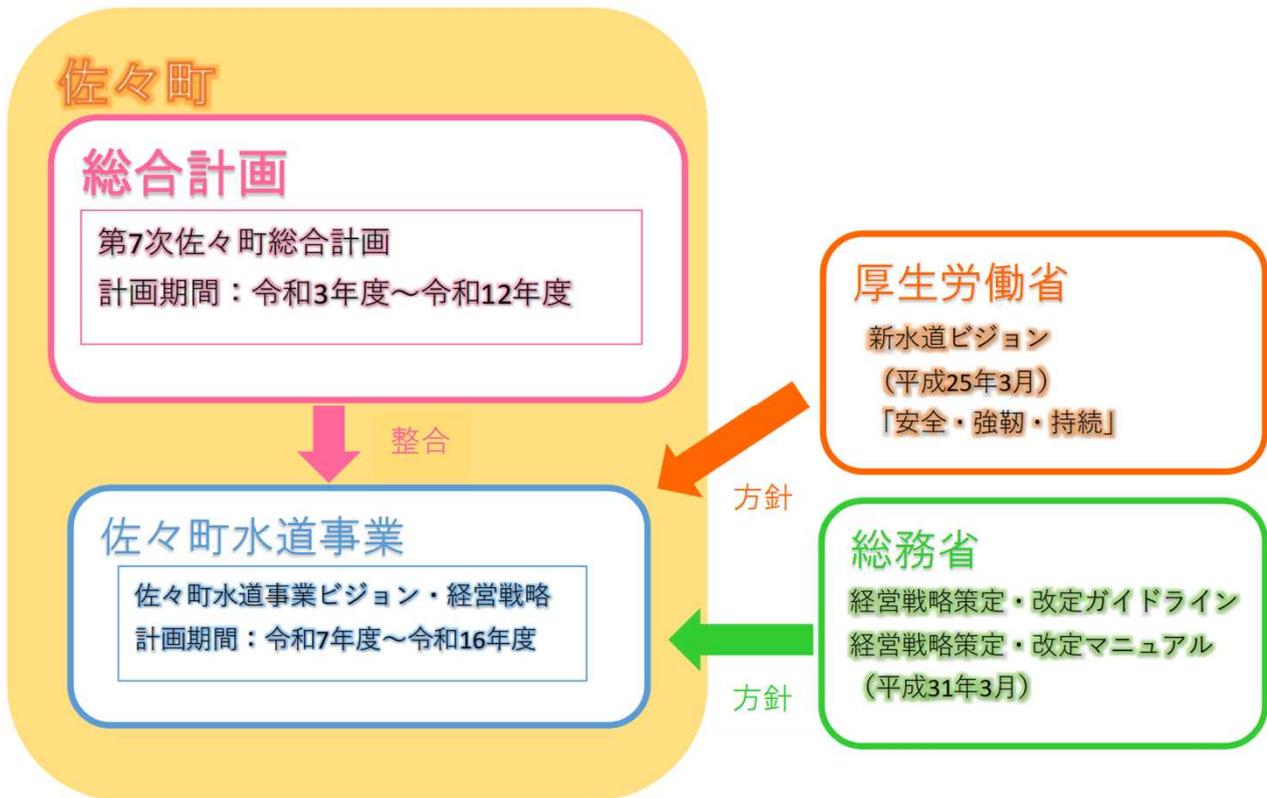
本町においては、節水機器の普及、節水意識の高まりなどにより家庭用使用水量の省水化の傾向があり、給水収益が減少傾向にあります。さらに、給水人口については、これまで微増・横ばいで維持していましたが、今後は減少に転じ、将来にわたって給水収益が年々減少していく予測となっています。また、経年による老朽化した施設や水道管の更新、水系の見直し、地震等の自然災害への対応などに伴い、将来の投資費用の増加も予想されます。

このような課題への対応、そして経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、中長期的な更新需要予測に基づく『投資計画』と、財源構成とその実現可能性を検証した『財政計画』とを整合させ、新たに経営戦略を包含した「佐々町水道事業ビジョン・経営戦略」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

1.2 位置づけ

佐々町では、これからのまちづくりの基本的方針となる「第7次佐々町総合計画」を令和3年3月に策定しています。本計画は総合計画の下位に位置する計画として、総合計画における方針を達成するための施策を提示します。

図1-1 計画の位置付け



1.3 計画期間・目標年度

計画期間：令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間

目標年度：令和16（2034）年度

第2章 佐々町水道事業の概要

2.1 佐々町水道事業の概要

2.1.1 沿革

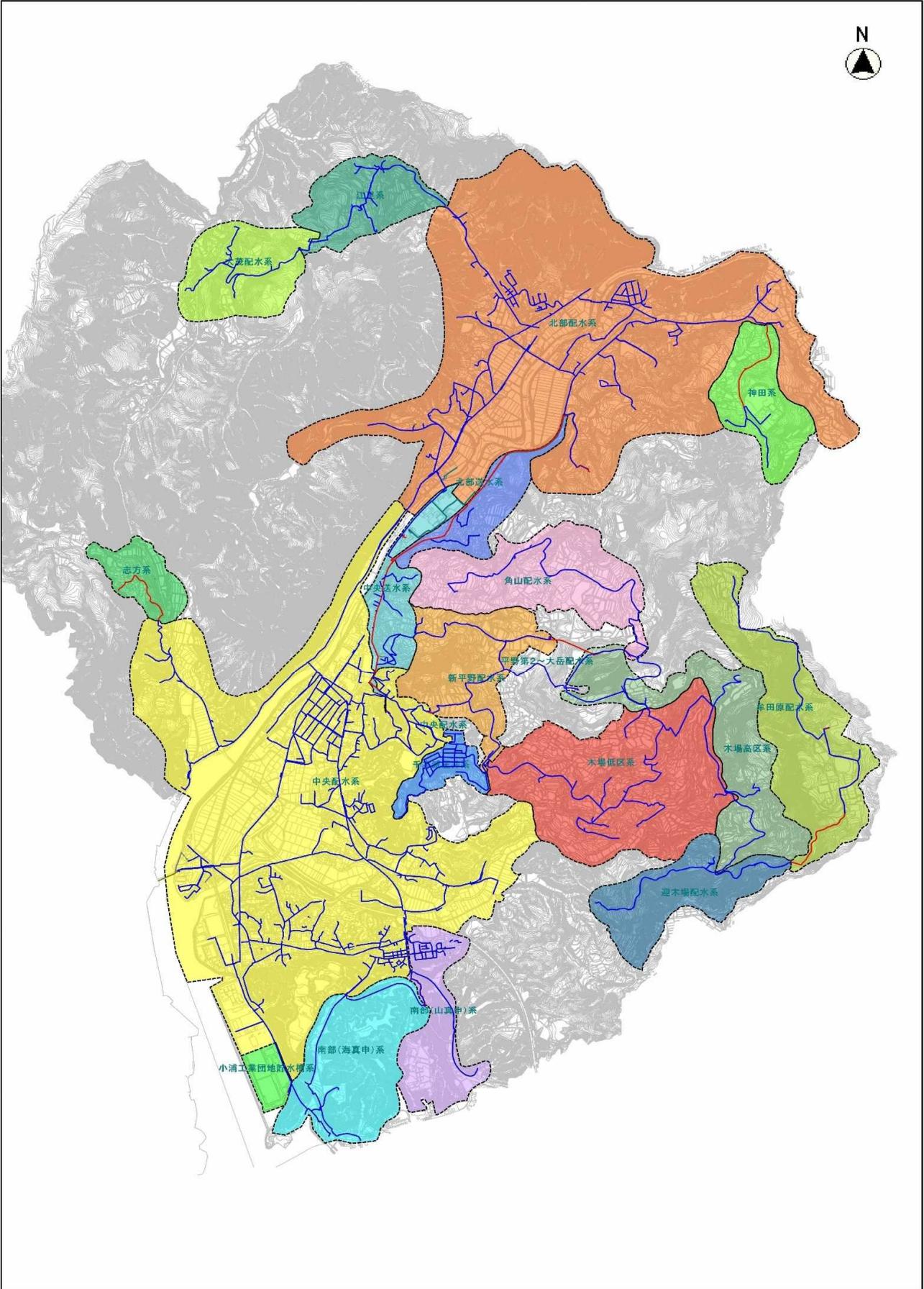
佐々町の水道は昭和26年に認可を得て、昭和30年4月に計画給水人口15,000人（計画一日最大給水量2,100 m^3 ）を対象に、給水を開始しました。

その後、表2-1のとおり認可を変更し、現在、計画給水人口13,500人（計画一日最大給水量9,200 m^3 ）を対象に給水を行っています。

表2-1 認可状況

名称	認可 (届出) 年月	目標年度	計画給水 人口 (人)	計画1日最大 給水量 (m^3 /日)
創設	昭和26年4月	昭和35年	15,000	2,100
第1次拡張	昭和41年1月	昭和50年	15,000	2,100
第2次拡張	昭和41年12月	昭和52年	9,500	2,220
第3次拡張	昭和55年3月	昭和60年	11,500	4,000
無水源簡水地区 拡張	昭和60年4月	昭和69年	12,130	4,000
第4次拡張	平成9年5月	平成18年	14,000	8,000
第5次拡張	平成27年2月	平成31年	13,500	9,200

図2-1 佐々町給水区域図



縮尺 1 : 12500

2.1.2 給水

本町の給水区域は11,83km²（行政区域面積32,30km²）となっており、地下水及び佐々川表流水を水源とし、佐々町浄水場で作った水を表2-3に示す各施設を経由し、各世帯に給水しています。

令和5年度末の給水人口は13,850人となっており、図2-2は本町の給水状況を示しています。

図2-2 令和5年度末の給水状況



2.1.3 水源

佐々町では佐々川表流水2,400m³/日と地下水6,800m³/日を水源としています。

このうち、浄水場3号深井戸は平成26年度に認可を取得し、平成28年度に導水管の整備が完了しています。また、皿山深井戸については導水管の整備を実施していないため、現在では利用できない状況にあります。

一方、地下水については水質悪化や取水可能量の減少が見られるものがあり、今後活用していく水源を精査する必要があります。

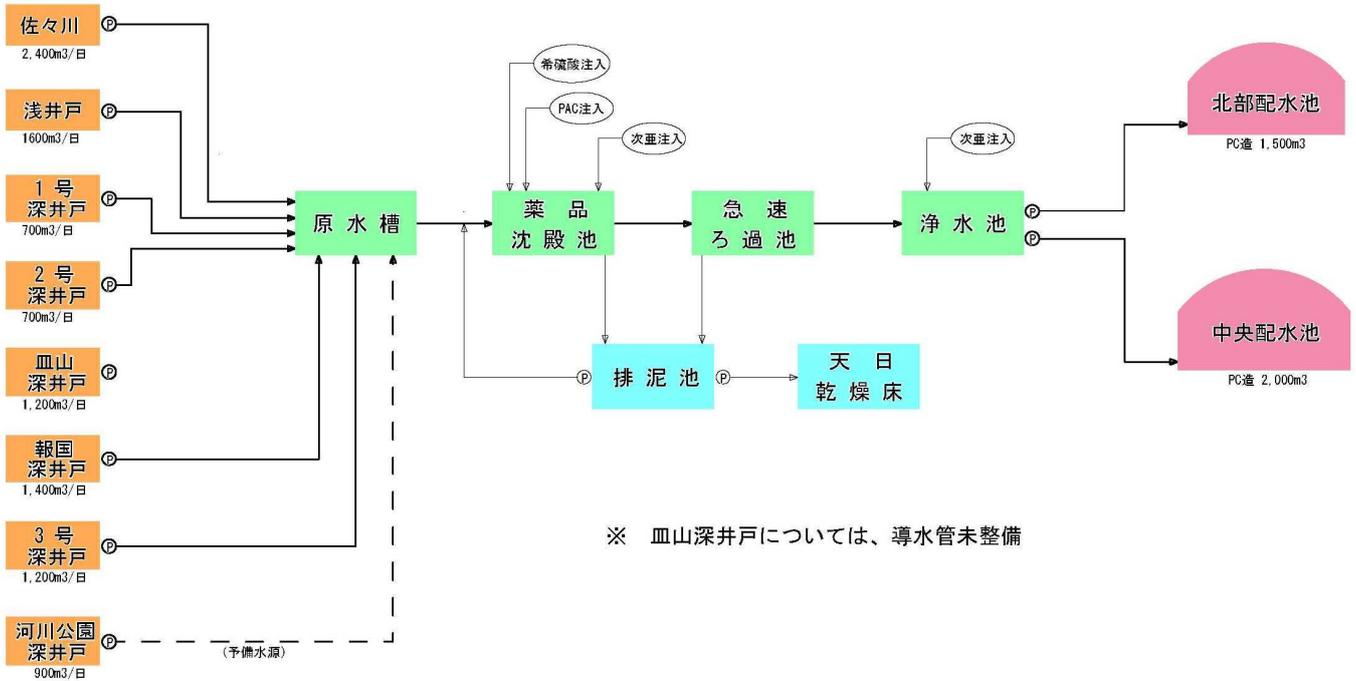
表2-2 水源一覧

種別	名称	計画取水量 (m ³ /日)
表流水	佐々川	2,400
地下水	浅井戸	1,600
地下水	浄水場1号深井戸	700
地下水	浄水場2号深井戸	700
地下水	皿山深井戸	1,200
地下水	報国深井戸	1,400
地下水	浄水場3号深井戸	1,200
合計		9,200
合計うち皿山深井戸除く		8,000
地下水	河川公園深井戸 (予備水源)	(900)

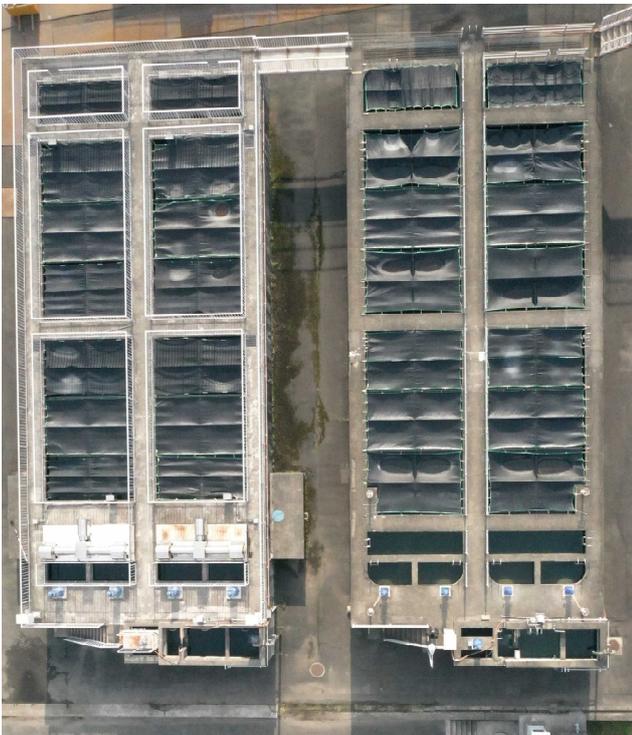
2.1.4 浄水施設

佐々町の浄水場は1箇所であり、薬品沈殿、急速ろ過による水処理を行っています。昭和55年の建設時から随時設備更新を行っておりますが、老朽化が進んでいます。

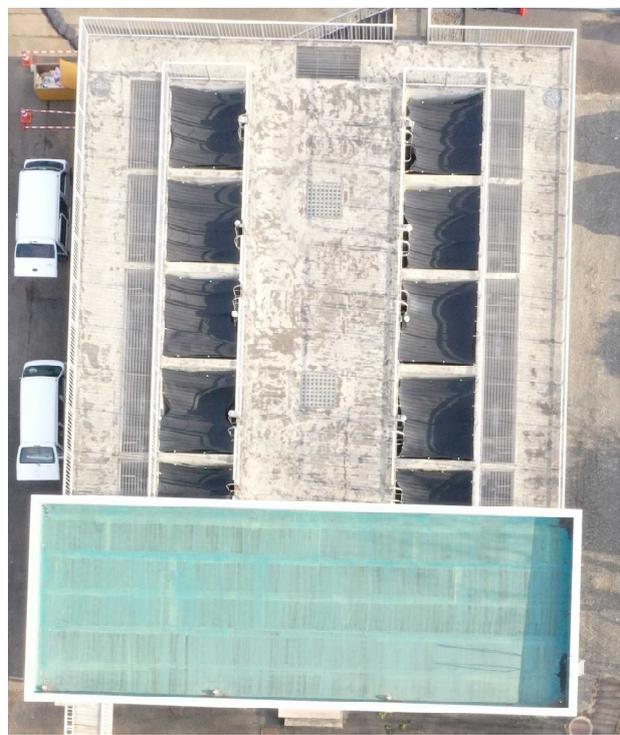
図2-3 取水・浄水フロー



沈殿池



ろ過池



2.1.5 取水・導水・送配水施設

取水・導水施設 3 施設、送水施設 9 施設、配水施設 14 施設の合計 26 施設保有しています。

浄水場から北部配水池、中央配水池に送水した浄水はポンプ所、配水池を經由して町内に給水しています。

表2-3 施設一覧

名称	設置年度	施設種別	構造型式	系統		有効容量 (m ³)	H.W.L (m)	L.W.L (m)
				北部	中央			
皿山深井戸	平成7年度	取水・導水	鋼管	-	-	-	-	-
報国深井戸	平成8年度	取水・導水	鋼管	-	-	-	-	-
河川公園深井戸 (予備水源)	平成30年度	取水・導水	鋼管	-	-	-	-	-
神田ポンプ所	平成3年度	送水	R C造	○		40	42.0	40.4
江里第1ポンプ所	昭和61年度	送水	R C造	○		5	66.3	65.3
江里第2ポンプ所	昭和61年度	送水	R C造	○		5	165.3	164.3
迎木場ポンプ所	昭和61年度	送水	R C造		○	5	254.0	252.8
志方ポンプ所	平成5年度	送水	F R P一体型		○	10	50.0	-
南部中継ポンプ所	平成10年度	送水	S U S構造		○	100	36.0	33.5
小浦工業団地貯水槽	平成27年度	送水	S U S構造		○	1,000	9.6	4.6
新平野ポンプ所	令和2年度	送水	S U S構造		○	30	59.6	57.1
迎木場増圧ポンプ所	令和6年度	送水	-		○	-	-	-
角山増圧ポンプ所	令和6年度	送水	-		○	-	-	-
新平野配水池	令和4年度	配水	S U S構造		○	207	186.5	183.0
中央配水池	昭和56年度	配水	P C造		○	2,000	72.8	64.8
北部配水池	平成3年度	配水	P C造	○		1,500	91.5	83.5
南部配水池	平成10年度	配水	S U S構造		○	1,500	72.8	65.3
神田配水池	平成13年度	配水	S U S構造	○		100	173.0	170.5
大茂配水池	昭和60年度	配水	R C造	○		40	230.0	227.5
木場配水池	昭和60年度	配水	R C造		○	60	202.5	200.0
角山配水池	平成5年度	配水	R C造		○	72	249.5	246.9
角山第1減圧槽	平成5年度	配水	R C造		○	7	205.4	-
角山第2減圧槽	平成5年度	配水	R C造		○	1.7	135.1	-
牟田原配水池	昭和61年度	配水	R C造		○	15	352.0	350.3
志方配水池	平成9年度	配水	F R P構造		○	10	170.0	168.4
千本減圧井	令和5年度	配水	S U S構造		○	9	97.9	96.4

図2-4 佐々町水道事業全体平面図



平成二十八年三月

佐々町役場

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平27情復、第655号)」

作成日：令和7年2月作成

2.1.6 管路

管路については、令和5年度末現在で、導水管3.61km、送水管5.00km、配水管103.38kmの合計111.99kmとなっています。

送配水管に関しては、硬質塩化ビニル管などの耐震性の劣る管路も多く布設されており、布設替えに合わせて耐震管に変更していく必要があります。

表2-4 管路一覧

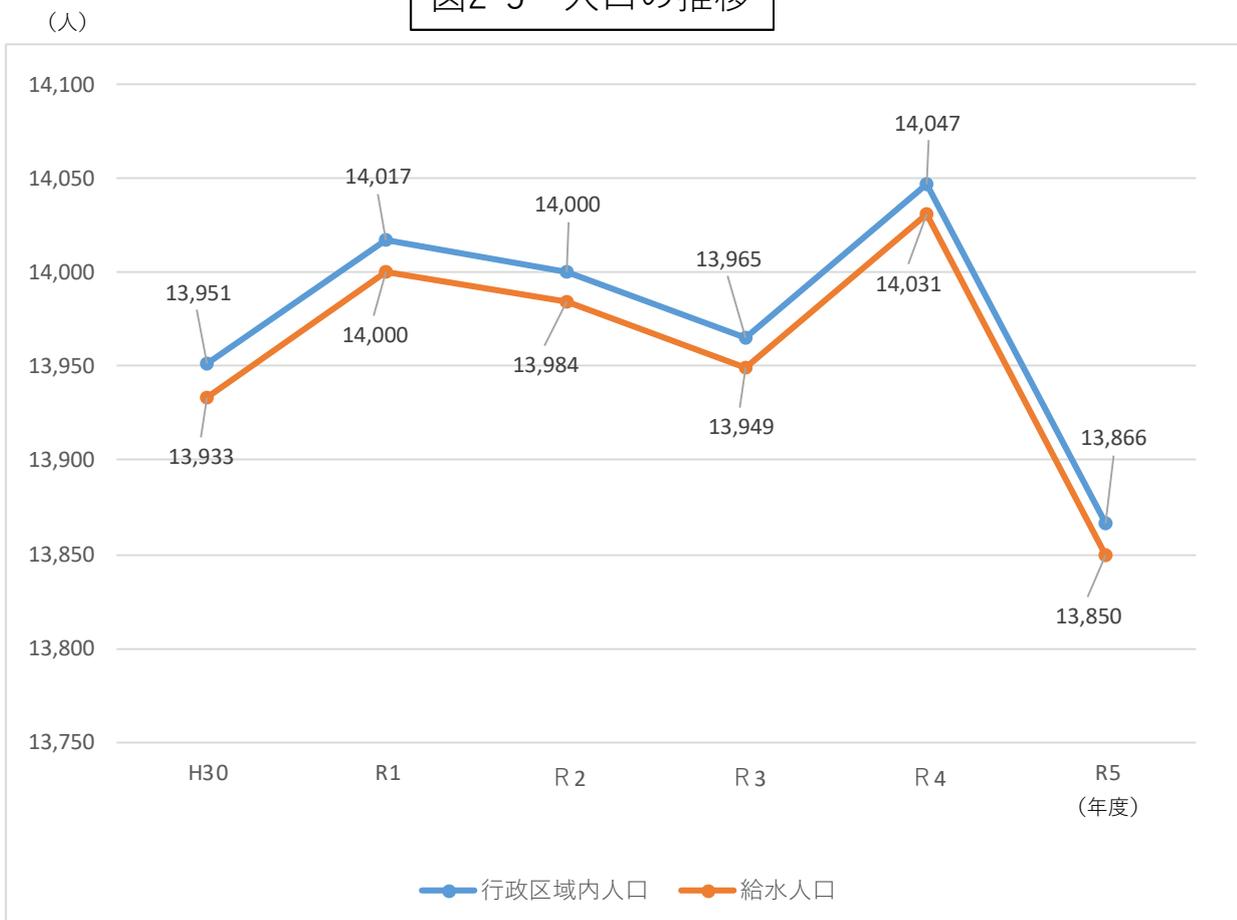
〈管路〉

種別	～Φ100以下	Φ101～150以下	Φ151～200以下	Φ201～250以下	Φ251～300以下	Φ301以上	合計
導水管	0.06km	0.77km	2.77km	0.00km	0.00km	0.02km	3.61km
送水管	0.00km	0.29km	2.33km	0.00km	2.38km	0.00km	5.00km
配水管	88.85km	8.89km	3.18km	1.39km	0.47km	0.61km	103.38km
合計	88.90km	9.94km	8.27km	1.39km	2.86km	0.62km	111.99km

2.1.7 水需要

行政区域内人口、給水人口ともに13,000人～14,000人程度で推移している状況です。

図2-5 人口の推移



生活用水量は2,800 m³/日前後で推移しており、生活用原単位も200 l/人・日前後となっています。業務営業用水量は700 m³/日台で推移していましたが、令和5年度で少し落ち込んでいます。工場用水量は令和元年度をピークとして、その後は2,100 m³/日台で推移している状況です。その他用水量は概ね50～60 m³/日台で推移しています。

図2-6 用途別水量の推移

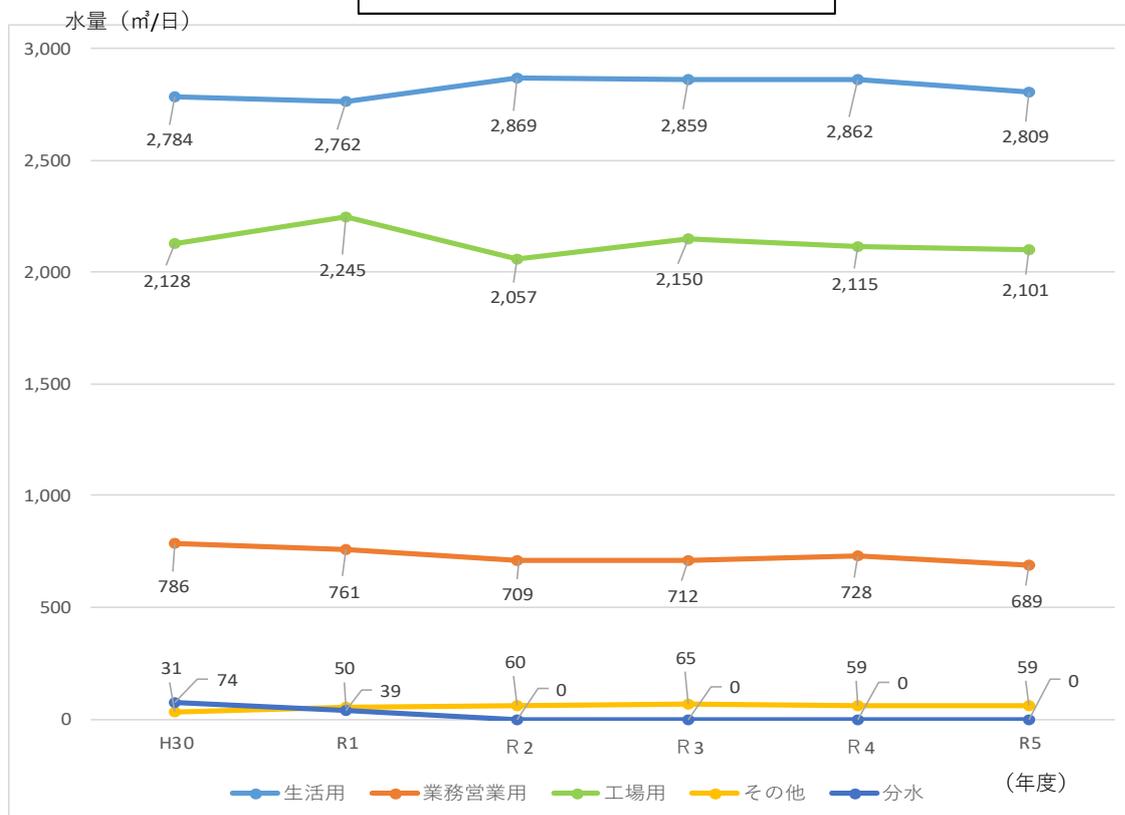


図2-7 給水量の推移

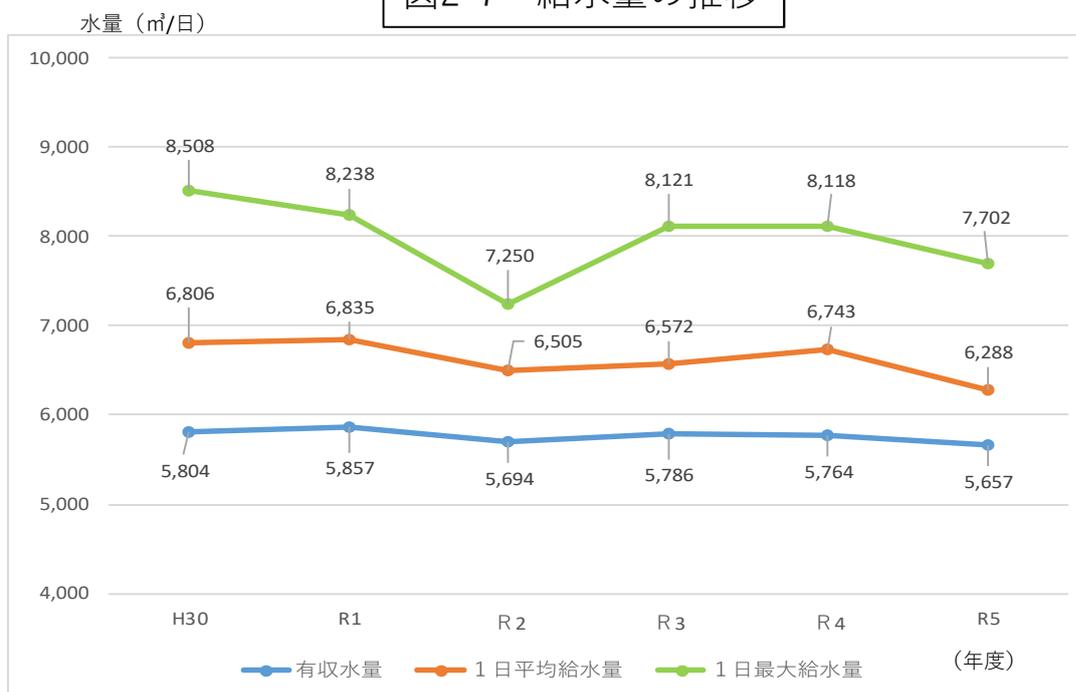


表2-5 人口・水量実績

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
行政区域内人口(人)		13,951	14,017	14,000	13,965	14,047	13,866	
給水区域内人口(人)		13,948	14,014	13,996	13,961	14,043	13,862	
給水区域外人口(人)		3	3	4	4	4	4	
給水人口(人)		13,933	14,000	13,984	13,949	14,031	13,850	
給水区域内未給水人口(人)		15	14	12	12	12	12	
給水普及率(%)		99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	
給水戸数(戸)		5,875	5,951	6,070	6,069	6,191	6,159	
世帯人員(人/戸)		2.37	2.35	2.30	2.30	2.27	2.25	
用途別水量	有収水	生活用 1人1日(ℓ/人/日)	200	197	205	205	204	203
		1日平均(m ³ /日)	2,784	2,762	2,869	2,859	2,862	2,809
	効水	業務・営業用(m ³ /日)	786	761	709	712	728	689
		工場用(m ³ /日)	2,128	2,245	2,057	2,150	2,115	2,101
		その他用(m ³ /日)	31	50	60	65	59	59
		分水水量(m ³ /日)	74	39	0	0	0	0
		有収水量計(m ³ /日)	5,804	5,857	5,694	5,786	5,764	5,657
	無効水	無収水量(m ³ /日)	62	47	59	63	61	62
		有効水量計(m ³ /日)	5,866	5,904	5,753	5,849	5,825	5,719
		無効水量(m ³ /日)	940	931	752	723	918	569
1日平均給水量(m ³ /日)		6,806	6,835	6,505	6,572	6,743	6,288	
1人1日平均給水量(ℓ/人/日)		488	488	465	471	481	454	
1日最大給水量(m ³ /日)		8,508	8,238	7,250	8,121	8,118	7,702	
発生日		9月27日	2月19日	1月13日	12月24日	12月15日	7月12日	
1人1日最大給水量(ℓ/人/日)		611	588	518	582	579	556	
有収率(%)		85.3	85.7	87.5	88.0	85.5	90.0	
有効率(%)		86.2	86.4	88.4	89.0	86.4	91.0	
有効無収率(%)		0.9	0.7	0.9	1.0	0.9	1.0	
負荷率(%)		80.0	83.0	89.7	80.9	83.1	81.6	

2.1.8 水道料金

本町の水道料金は、10 m³までの2段階の基本料金と10 m³以上の水量に応じて負担していただく従量料金で構成されています。

表2-6 水道料金表

【料金体系】		(参考)	
水量	料金 (税抜き)	水量	料金 (税込み)
5 m ³ まで	1,000円	20 m ³	3,190円
6 m ³ ～10 m ³ まで	1,300円	50 m ³	8,470円
11 m ³ ～	160円/m ³	100 m ³	17,270円
		1,000 m ³	175,670円

2.1.9 組織

令和7年3月時点で、水道課9名（正規職員8名、会計年度任用職員1名）のうち7名（正規職員6名（課長1名、課長補佐2名、班員3名）、会計年度任用職員1名）が水道事業に関する業務に従事しています。

※課長、課長補佐は水道事業、下水道事業兼任。

図2-8 組織図

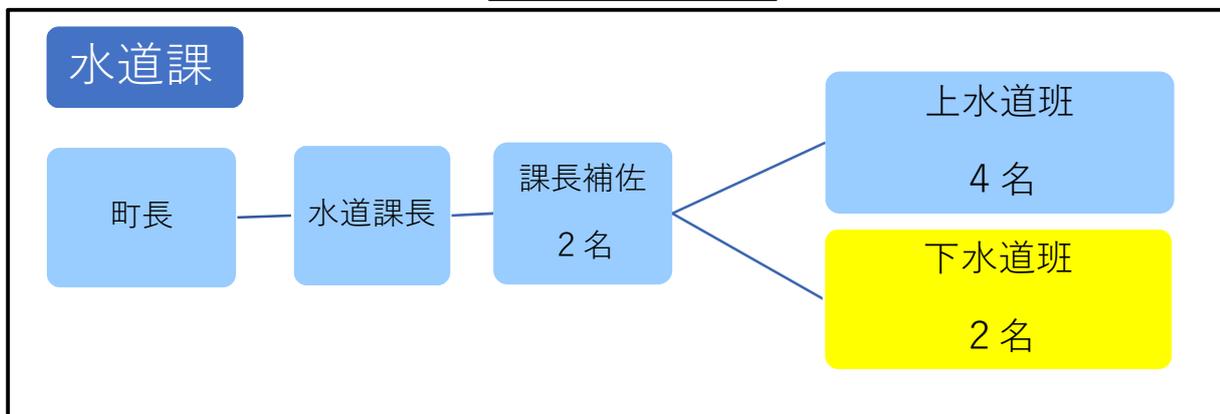


表2-7 職員の構成

年齢	事務	事務 (会計年度)	技術	技術 (会計年度)	合計
～29歳	1人	0人	1人	0人	2人
30～39歳	0人	0人	0人	0人	0人
40～49歳	0人	1人	1人	0人	2人
50～59歳	0人	0人	0人	0人	0人
60歳以上	0人	0人	0人	0人	0人
合計	1人	1人	2人	0人	4人

2.2 これまでの経営健全化の取組

【施設維持管理等の民間委託による業務の効率化】

浄水場をはじめ、町内各水道施設の運転監視、施設点検、検針業務及び開閉栓業務を民間に業務委託することにより、経費縮減と業務の効率化を図っています。

【サービスの維持、向上】

水道料金の支払いについて、従来の口座振替に加え、平成31年4月から利便性と収納率の向上を目的とし、納期限内であれば曜日や時間帯を問わないコンビニ納付やスマホアプリ決済を開始しています。

水道の使用開始や廃止の手続きに関し、窓口での手続きに加え、令和6年7月から営業時間に関係なくホームページ上の専用フォームによるオンライン申請が可能となり、お客様の利便性の向上と事務の効率化を図っています。

【施設の更新等による配水方法の見直し】

ポンプ加圧により送水を行っていた一部地域において、配水池の築造により水系を統合し自然流下方式での配水方法に見直すなど、水道の安定供給や動力費などのコスト削減に取り組んでいます。

【広域・共同化の取組】

令和5年3月に策定された「長崎県水道広域化推進プラン」に基づき、県と市町村で構成する「長崎県水道事業広域連携推進会議」及び本町と近隣市町で構成する地域ブロックにおいて、業務の一体化やシステムの共同化など周辺自治体との連携強化に向けた検討を進めています。

2.3 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表（令和5年度決算）で本町水道事業における直近5か年の決算状況を確認しました。本町では、類似団体平均や全国平均に比べ、おおむね良好な経営状況となっています。

しかしながら、今後、人口減少に伴う水需要の減少や施設老朽化に伴う更新投資の増加が見込まれていることから、経営健全化に向けた取組が必要となります。

表2-8 経営比較分析表を活用した現状分析の結果

指標等	現状分析結果
経常収支比率	類似団体平均と比べて高くはなっているが、年々低下している状況である。給水収益の減少が原因と考えられることから経営改善に向けた料金体系の検討が必要である。
累積欠損金比率	欠損金は無いため、引き続き状況を保持していく必要がある。
流動比率	全国平均及び類似団体と比べると大幅に高い状況であるものの、令和4年度からの投資により減少傾向である。今後も施設更新等の投資が必要となるため、減少していく見込みである。
企業債残高対給水収益比率	令和4年度から更新投資が増加し、その財源として企業債を活用しているため増加傾向であり、今後さらに増加していく見込みである。
料金回収率	全国平均及び類似団体平均と比べると高い状況ではあるが、今後の施設更新等の投資により、大幅に減少することが予想される。更新投資に係る補填財源を適正に確保できるような経営健全化策が求められる。
給水原価	全国平均及び類似団体平均と比べると安価となっているが、令和4年度からの投資により上昇傾向にある。
施設利用率	おおむね横ばいで推移しているが、全国平均及び類似団体平均に比べると高い数値となっている。今後の水需要予測に基づいた施設計画が必要である。
有収率	類似団体平均よりも高い数値であるが、ほぼ全国平均並みに推移している。令和5年度決算では90%と高い水準を示したので、漏水調査等により引き続き高い水準を保っていく必要がある。

経営比較分析表 (令和5年度決算)

長崎県 佐々町

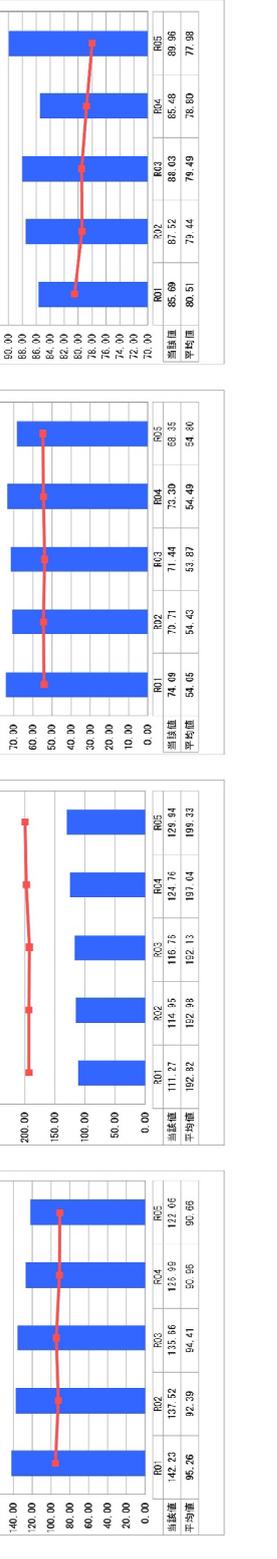
業務名	業種名	業名	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法適用	水道事業	天祥給水事業	非設置	13,988	7,409.18	1.89
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
-	73.24	99.88	3,190	13,850	11.83	1,170.75

1. 経営の健全性・効率性

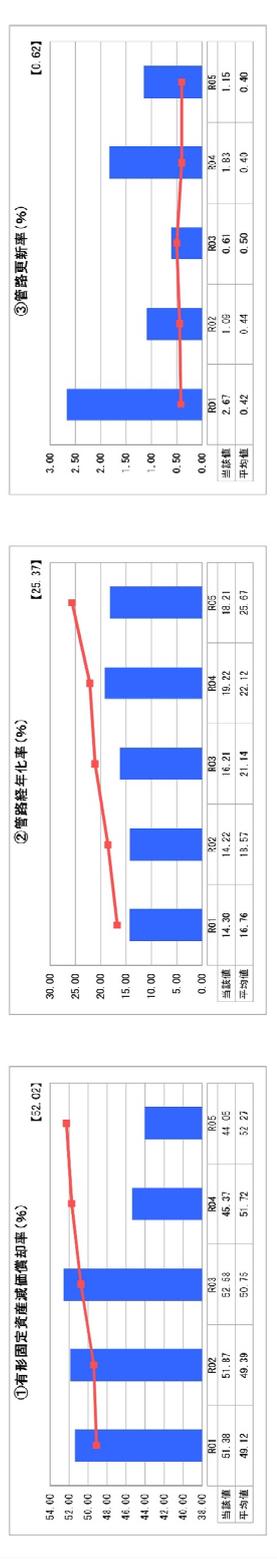


分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 ① 経常収支比率は、物価高騰の影響と減価償却費の増加により、前年度と比較すると低い水準となっているが、特定企業による固定資産の増減が大きいことに加え、固定資産と減価償却費が低減していることにより、類似団体と比較すると良好な水準となっている。
 ② 累積欠損金比率は、前年度の投資的事業が大幅に増加したことに伴い、その増減として借り入れられた企業債も大幅に増額したことから、負数が増加し、それぞれ数値が増加している。
 ③ 流動比率は、安定して100%を上回っており、給水に係る費用は給水収益・水増し収入の力で賄うことができ、返済余力が十分である。今後の返済計画も安定していることが予測されるため、今後低減していく見込みがある。
 ④ 企業債務対給水収益比率は、物価高騰の影響と減価償却費の増加により、前年度と比較すると高い水準となっているが、企業債利率と減価償却費が低減しているため、類似団体比較としては低い水準となっている。
 ⑤ 料金額回収率は、特定企業による需要が高いため、類似団体比較よりも高い水準となっている。



2. 老朽化の状況



全体総括

経営の状況としては、類似団体と比較して健全な状況である。長期財政計画を作成し、今後の収支を見込んだ上で、経営状況が現在より悪化していく見込みとなり、節用が多額に行われることが予測されるので、計画的な更新と財源の確保を行い、安定的な経営に努めていきたい。
 「佐々町水道事業ビジョン」「佐々町水道事業経営計画」をもとに安全で安心できる水の供給が確保・経営の両面に実現できるように努めたい。

2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率は、前年度の資質的改善により前期取得の取得が増加したため、前年度と比較すると低い水準となり、類似団体比較としても良好な水準となっている。
 ② 管路経年比率は、当該年度の管路更新事業を多く進めたことにより、前年度と比較してやや低い水準となっている。
 ③ 管路更新率は、計画的な更新事業を進めることができたが、管路更新工事が多かったことにより、前年度と比較すると低い水準となった。今後も計画的に管路更新を進めていきたい。

第3章 将来の事業環境

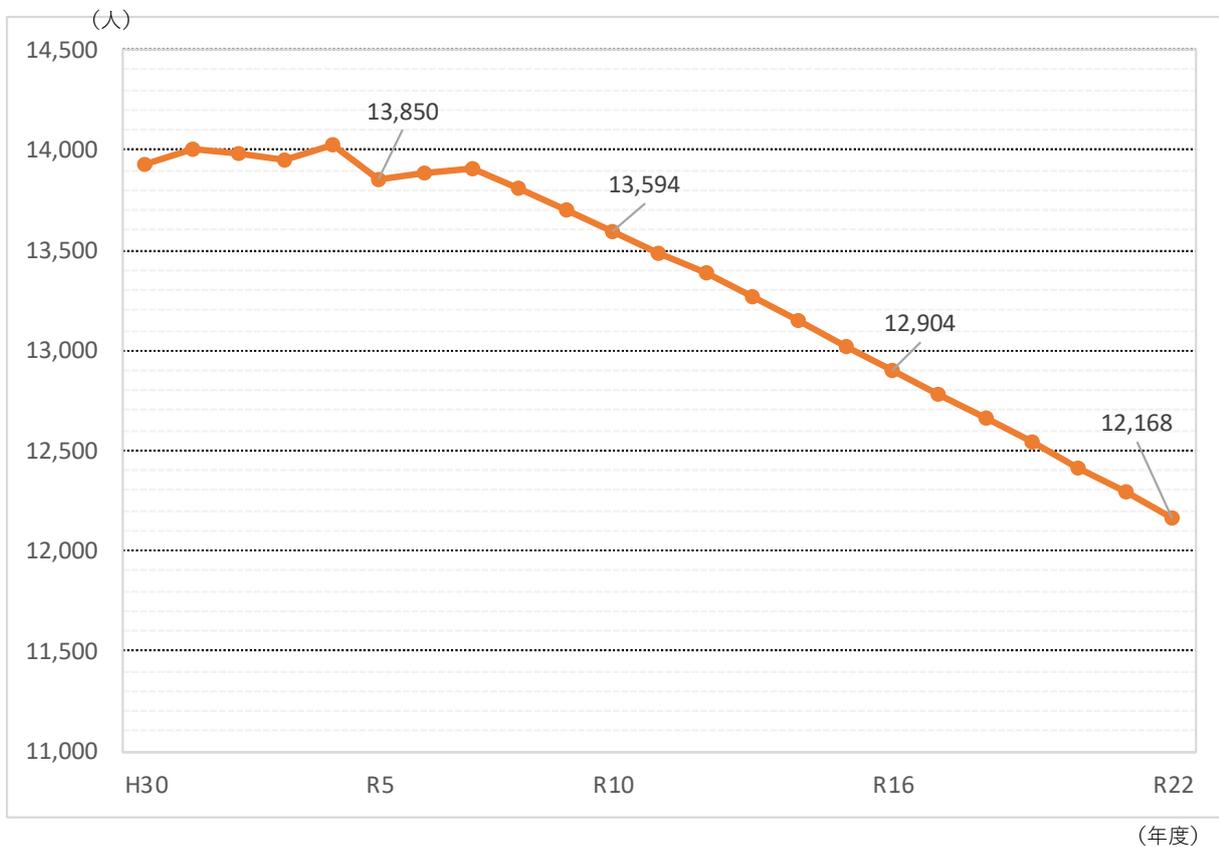
3.1 給水人口の見通し

給水収益の分析にあたっては、給水人口（水道を使用する人口）の推移が重要な指標となるため、将来の予測を行いました。

本町の給水人口は、国立社会保障・人口問題研究所の現在の5年ごとの将来推計人口を基準に、年度ごとの人口を直線補間することで算出しました。

算出した給水人口は、年々減少傾向となる予測結果となり、目標年度の令和16年度には12,904人（令和5年度（13,850人）から6.8%減少）となる見込みです。

図3-1 給水人口予測



3.2 水需要の見通し

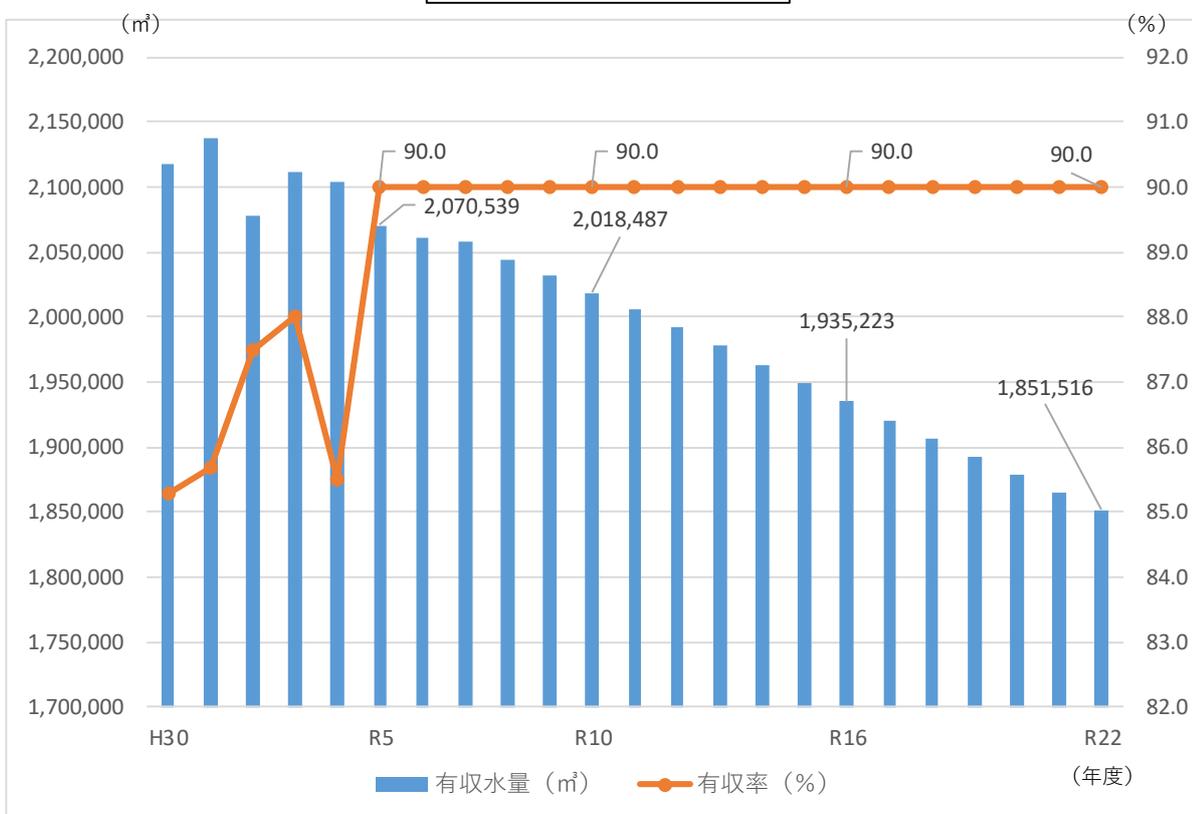
有収水量は、一般用水量と営業用、工業用、官公等のその他水量を足し合わせたものとし、一般用水量は令和5年度1人当たり有収水量に見込み人口を乗じ、その他水量は前年度に99%の乗率を乗じ推計しました。

有収水量は、令和元年度をピークに徐々に減少しており、給水人口の減少予測が見込まれることから、将来の有収水量も減少傾向で推移する見通しとなっています。

有収率については、令和5年度決算において90.0%となり、類似団体よりも高い水準となっています。

しかしながら、全国平均と比較すると特筆して高い水準ではなく、より効率的な事業運営を目指し、引き続き有収率の向上を図っていくこととします。

図3-2 水需要予測

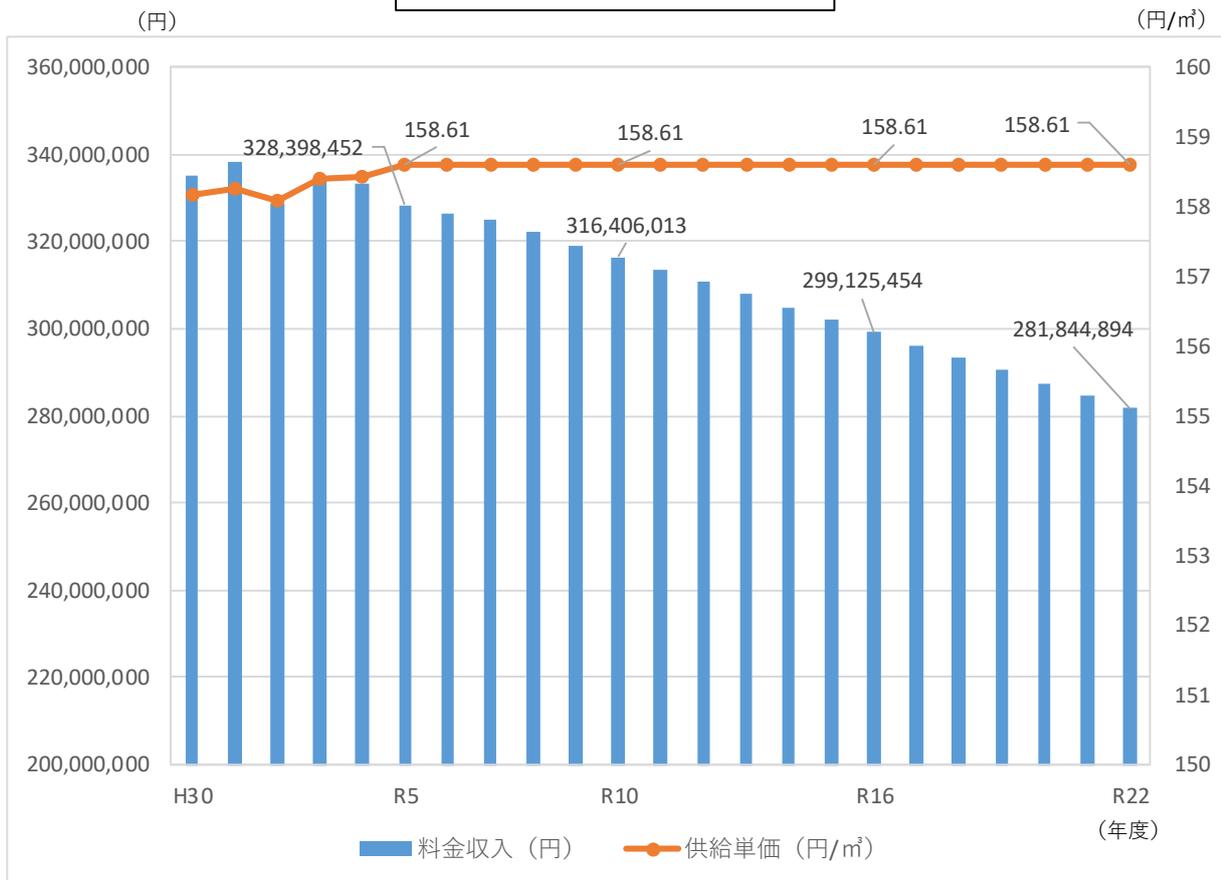


3.3 給水収益の見通し

本町では、最新の水道料金改定が昭和58年4月となっており、令和5年度決算における供給単価が158.61円/㎡となっています。

令和5年度決算の結果を踏まえ、現在の水道料金体系を維持した場合、計画最終年度の令和16年度の給水収益は299,125,454円になる見込みで、令和5年度決算と比較し8.9%減少します。また、令和22年度の給水収益は281,844,894円となる見込みで、令和5年度決算と比較し14.2%減少します。

図3-3 給水収益見通し



3.4 水源の見通し

既認可水源として9, 200 m³/日の水源を確保していますが、水質・水量に課題のある水源も含まれています。このため、今後の取水量の変動や水質の変化に注意しておく必要があります。

3.5 施設の見直し

本町は、事業の拡張に合わせ、多くの施設を建設し、管路の延長を行ってきました。有形固定資産減価償却率は、令和5年度決算で資産全体の約45%となっています。

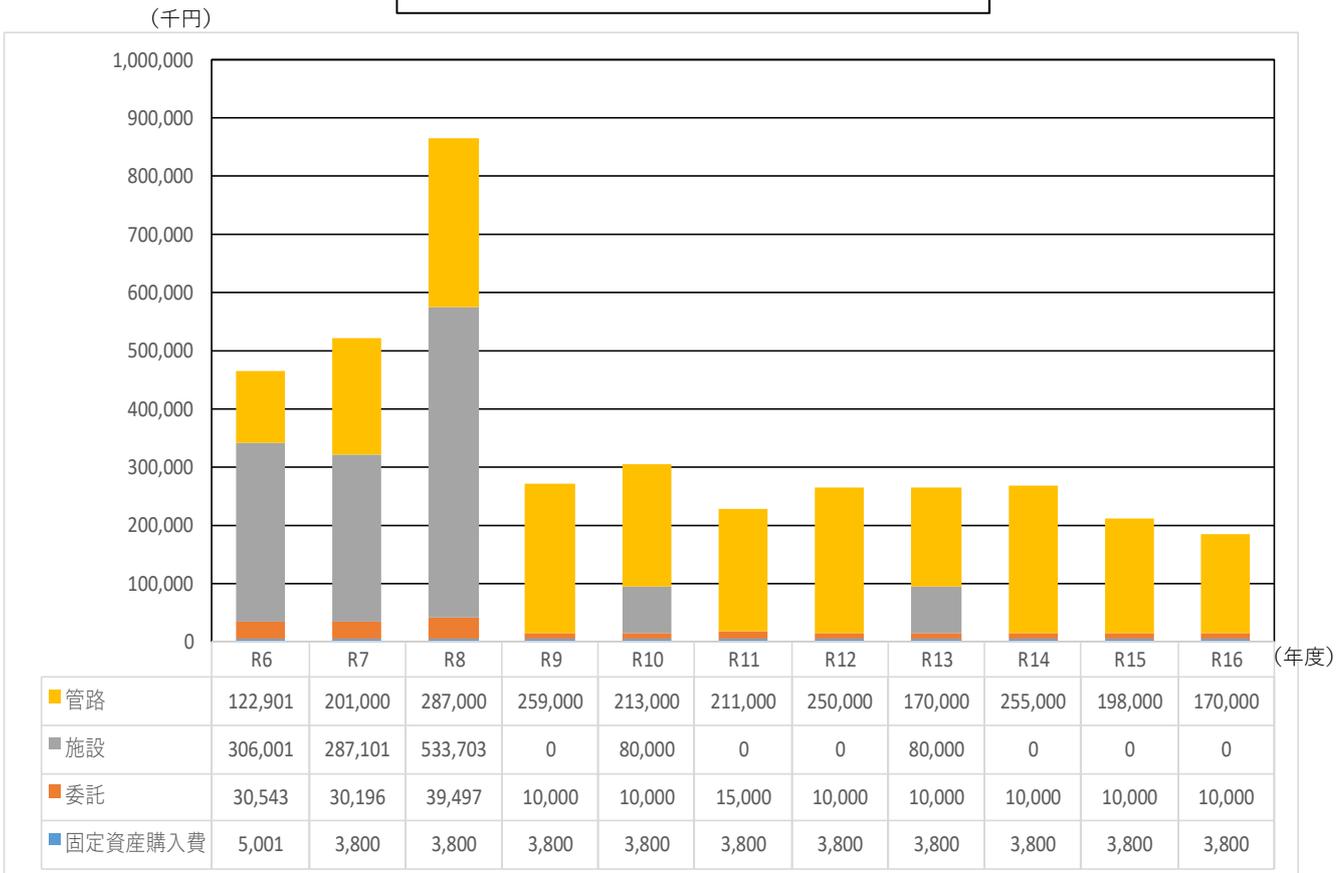
安定的な水供給を実現するためには、老朽化した施設（管路）の更新が必要となることから、中期における更新投資を試算しました。その結果、今後10年の更新費用は図3-5のとおりとなっており、令和6年度～令和8年度に実施する浄水場送水ポンプ室築造事業により一時的に更新投資が増大していますが、令和9年度からは2億円～3億円/年の費用を見込んでおり、令和16年度までの更新投資見込みは45.3億円となっています。

今後は、施設の統廃合や管路の見直しなど、財政状況を勘案しながら、計画の実施について随時検討していくことが必要です。

図3-4 償却対象資産にかかる償却済資産の割合（令和5年度決算時点）



図3-5 計画年度までの更新投資



3.6 組織と事業運営

多様化するニーズや社会環境の変化に伴い、より効率的な水道事業の運営を推進する必要があります。

また、ウォーターPPP等、民間の運営能力を活用した新たな事業スキームも出てきており、事業運営の方策についてもさまざまな角度からの検討が必要となっています。

一方で、現在の職員体制では、技術力の確保や技術の継承に問題があります。

水道事業を将来にわたり安定的に継続していくためにも、研修等による技術継承や将来的な更新事業の増大を想定した組織体制の強化に取り組む必要があります。

第4章 佐々町水道事業の課題と方針

4.1 前期水道事業ビジョンにおける課題の評価

本計画策定に際し、前期水道事業ビジョン期間内における課題への対応を整理し、評価を行いました。

4.1.1 基本目標：持続する水道

(1) 基本施策：広域化の検討

【広域化に向けた取組】

近隣水道事業者との広域化の必要性について、長崎県の水道事業広域連携推進会議に参加し、近隣水道事業者とソフト・ハード面について問題、課題の抽出を行い、また、広域的観点から施設の維持管理や料金徴収業務などの低コスト化についての検討を行いました。詳細な事業実施に至る結論は出ませんでした。

引き続き、近隣水道事業者との協議を継続しながら広域化の検討を行っていく必要があります。

(2) 基本施策：効率的で持続可能な事業運営の検討

【P P P（Public Private Partnership：官民連携）の検討】

官民連携の実施については、令和2年度から施設の維持管理業務の民間委託を開始しましたが、包括的民間委託にとどまっております。P P Pの導入には至っていません。

引き続き、民間力による技術力の確保を行うため、P P Pの導入について検討を進める必要があります。

【人材の確保】

広域化、P P Pの導入について検討を行い、技術力の確保に係る検討を行いました。しかしながら、技術継承に係る人員配置については、現状維持となっています。技術継承に向けては県が推奨する技術継承マニュアルを活用し、近隣水道事業者との意見交換を行いました。

引き続き、計画的な事業運営が行えるような体制の構築、技術の継承を検討していく必要があります。

【水道サービスの向上に向けた情報収集】

コンビニ収納サービスやインターネット申込の導入を行い、町広報誌・ホームページにて広報周知を行いました。

引き続き、I C T（Information and Communication Technology）を活用したD X（Digital Transformation）、漏水調査等の新技術に係る情報収集を行いながら取り入れていく必要があります。

(3) 基本施策：効率的な施設配置と再構築

【効率的な施設の配置、稼働の検討】

効率的な配水を行うため、施設の統廃合による木場地区、平野地区の配水系統の見直しを実施し、水源余裕率（P I）向上のため水源開発調査を実施しました。また、計画的な配水管更新工事の実施により水量、水圧の公平化、維持管理の適正化に努めました。（表4-1のとおり）

今後も効率的な施設配置については、人口の推移や分布を見ながら、戦略的に実施していく必要があります。

(4) 基本施策：適正な料金収入確保

【安定的な水道料金確保】

給水人口の減少等による減収が予測されるため、中期的な経営収支の見直しを作成し、水道料金改定の必要性に係る試算を行い、改定に係るスケジュールの検討を行いました。

今後は、経営収支見通しの更新を行いながら、中期的な更新需要を睨んだ料金改定の検討を行っていく必要があります。

【水道未普及地区の解消】

水道普及率は99.9%となっており、令和5年度末で9世帯16人が未給水となっています。水道未普及地区の解消を行うため、該当世帯に意向調査を行いました。が、接続意思の確認が取れませんでした。

今後の未普及地区の解消に係る対応については、給水区域の見直しを含め、整備費用等の経営的な観点も合わせて検討する必要があります。

(5) 基本施策：より一層の経費縮減

【経営状況の改善】

給水人口・有収水量が減少し、更新投資の増加や物価高騰等による費用が増加してきていることから、中期的な経営収支見直しを作成して、料金改定や費用縮減の検討を行いました。

中長期的な収支については、給水人口の減少等による減収が予測されるため、経費縮減の取組を進めていくとともに、料金改定等の経営改善策の実施が必要となります。

(6) 基本施策：省エネルギー対策の推進

【省エネルギーに配慮した取り組みの推進】

水道施設の省電力対策として、太陽光、小水力発電の導入可能性調査を実施し導入に向けた検討を行いました。が、経済的な観点から採用に至りませんでした。

引き続き、既存施設の更新時に省エネルギーに配慮した設備への入替え等の検討を行い、省エネルギーに配慮した取り組みの推進を図っていく必要があります。

(7) 基本施策：渇水時を想定した給水体制の構築

【渇水を想定した水源の確保】

渇水発生時に応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制をつくり、通常給水の早期の回復を行うことを目的として、渇水対策マニュアルを平成31年3月に策定しました。

河川認可水量の増加については、県へ関係団体等との協議の場の設定について継続的に要望を行いました。また、保有している地下水源の維持管理、メンテナンスを実施しました。

引き続き、河川認可水量の増加について継続的に要望を行っていくとともに、地下水源の水量確保、水質向上に向けた対応を行っていく必要があります。

表4-1 送配水施設の課題解消に向けた対応一覧

No.	項目	課題	検討内容	検討結果	課題解消可否
1	中央配水池系送水ポンプ 送水管の兼用 ・中央配水池送水 ・北部配水池送水 ・志方ポンプ所 ・神田ポンプ所	能力不足(予備機なし) 運用上、配水池容量の不足、及び長期間停電時の断水	施設能力増強 新たな配水管の布設	送水ポンプ予備機購入済 ・中央配水池送水～一部布設済、残りについては未着手(R8年度以降) ・北部配水池送水～未着手(R8年度以降) ・志方ポンプ所～未着手(R8年度以降)	○ ×
3	バーチェ里山ポンプ所	加圧配水施設のため、停電時に断水	対象地区を一体的に再構築	・平野系配水管更新、新平野配水池築造により課題解消。R8年度以降解体予定。	○
4	千本ポンプ所	接道要件から管理に支障	・配水池・ポンプ所・送配水管の新設	新平野配水池築造により負担軽減。	○
5	平野第1ポンプ所	一部道路外布設・送配水管兼用	・木場地区・野寄地区の給水区域一部の取り込み	平野系配水管更新により課題解消。	○
6	平野送水管	配水池(兼ポンプ井)の容量不足	布設替え	更新工事により管理路線へ布設替え済。	○
7	平野第2ポンプ所	送配水施設の過大負担(直列縦断的送配水)	布設替え		○
8	木場地区	水圧不足	廃止・角山配水池に集約整理し、農体験農園にはブースター設置、及び新たな送水管の布設		○
9	野寄地区	容量不足・接道要件から管理に支障	ブースターの新設	ブースター設置は令和6年度竣工済み。送水管については新平野配水池築造により解消したためブースター運用後、大岳配水池の解体予定。	○
10	角山送水管	大岳配水池の廃止・道路外路線	新たな送水管の布設	未着手(R8年度以降)	×
11	木場送水管	時間配水量によっては着水量不足	道路に布設替え		△
12	大岳配水池	布設位置が不明確で管理に支障	新設(橋梁添架含む) ポンプ所改築	志方ポンプ所以外の施設に繋がる送配水管については、管理道路に布設替え済。	
13	迎木場ポンプ所	大岳配水池の廃止に伴い、水圧不足でポンプ井に着水せず	大茂配水池からの配水	未着手(R8年度以降)	×
14	南部中継ポンプ所への送水 道路外布設送配水管 ・中央配水池 ・平野第1ポンプ所 ・平野第2ポンプ所 ・大岳配水池 ・角山配水池 ・迎木場ポンプ所 ・志方ポンプ所	進入道路がない	進入道路取付	大茂配水池からの配水管布設済み。 進入道路築造により課題解消。	○
15	佐々川横断配水管 ・江里第1ポンプ所 ・江里第2ポンプ所	志方地区の安定給水 ポンプ棟の傾き 水圧不足			○
16	江里第1ポンプ所	進入道路がない			○
17	江里第2ポンプ所				○
18	中央配水池				○

4.1.2 基本目標：安全な水道

(1) 基本施策：原水水質に適した浄水処理の実施

【水質に係る施設整備の実施】

浄水処理の過程において、原水の高pHに対応するための希硫酸注入設備、鉄、マンガンを処理するための中塩素注入設備の整備を行いました。

今後も原水の水質等を注視しながら、浄水処理の実施を行っていく必要があります。

(2) 水源汚染リスクの軽減

【水質汚染事故対策マニュアル、水安全計画の策定】

水質事故などの発生時の対応、通常給水の早期回復と計画的な応急給水の実施などの応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制構築の行動指針としての水質汚染事故対策マニュアル（令和2年1月）及び安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指した水安全計画（平成29年12月）の策定を行いました。

引き続き、水質監視体制の構築を継続していくとともに、様々な水源汚染リスクへの対応が行えるよう、マニュアル等の見直しを行っていく必要があります。

(3) 貯水槽水道の衛生管理強化

【貯水槽水道の適切な衛生管理】

貯水槽水道については、点検結果の確認を行い、必要に応じ指導、助言等の対応を行いました。

引き続き、点検報告に係る指導、助言を行いながら貯水槽水道の衛生管理を徹底していく必要があります。

【給水装置の安全性及び給水装置工事業者の質の確保】

提出された給水工事台帳のチェック体制の強化を行い、必要に応じ指導等を行いました。

引き続き、給水台帳等による工事内容のチェックを継続し、適正な給水装置工事を実施させる体制構築の必要があります。また、給水装置工事業者の質の確保についても県等が行う研修等への参加を勧奨していくなど、積極的に進めていく必要があります。

(4) 鉛製給水管の解消

【鉛製給水管への対応】

水害等により過去の台帳が残存していないため、鉛製給水管の布設箇所の把握が出来ていませんが、配水管の更新や給水管漏水修繕時に発見された鉛製給水管の撤去を行っているのが現状です。

引き続き、配水管更新や漏水修繕の際に撤去を行うとともに、布設可能性がある地区や個人に対し広報を行いながら、鉛製給水管の撤去を進めていく必要があります。

【需要者への安全性に関する説明責任】

漏水調査や水道メーター取替等の事業実施について町広報誌で広報し、毎年の水質検査計画及び水質検査結果の公表を町ホームページで行いました。

引き続き、さまざまな広報媒体を通じ、町民への事業実施や水道の安全性に係る周知を行っていく必要があります。

4.1.3 基本目標：強靱な水道

(1) 災害時の応急活動体制の構築

【災害時の応急活動体制の構築】

緊急時の応急活動体制を構築するため、施設事故・停電対策マニュアル及びテロ対策マニュアルを令和2年1月に策定しました。

今後も、想定される自然災害等に備え、必要に応じマニュアルを改定していく必要があります。

(2) 基幹水道施設の耐震化推進

【基幹施設の耐震性の確保】

町内水道施設に係る耐震診断実施に係る実施スケジュールの検討を行いました。

今後は、スケジュールに基づく耐震診断を実施し、基幹水道システム（施設、管路）の耐震化を優先的に進めていく必要があります。

(3) 近隣水道事業者との連携

【業務継続計画（BCP）の策定に向けた検討実施】

水道事業の業務継続計画策定に向けた検討が行えていません。今後想定される災害等の際に、業務継続できるように引き続き策定に向け、実施検討を行っていく必要があります。

【他水道事業者等との応援体制及び応援給水体制の構築】

他水道事業者との応援体制の構築に係る協議を行いました。個別協定の締結には至りませんでした。

引き続き、他水道事業者等との継続的な協議を行い、さまざまな災害に対応が可能な応援体制の構築を進めていく必要があります。

【重要給水施設の把握及び給水体制の構築】

町防災部局と協議し重要給水施設の選定を行い、重要給水施設への給水体制の強化を図るため、計画期間5か年の上下水道耐震化計画を策定しました。また、配水管改良工事において、耐震管を採用し布設替えを行いました。

今後は、上下水道耐震化計画に基づき、重要給水施設へ接続する施設、管路等の耐震化を進めていく必要があります。

【災害時指揮系統の明確化】

水道課長を対策本部長とする施設事故・停電対策マニュアルを令和2年1月策定しました。大規模災害の際は、町地域防災計画及び施設事故・停電対策マニュアルの運用により給水体制の早期復旧を行うことが重要となります。

【災害時の資機材等の調達】

日本水道協会における災害応援の制度もあり、今計画期間においては個別協定等の締結には至りませんでした。

引き続き、災害時の早期の給水体制復旧に向けた人材、資機材等の調達に係る体制作りを検討していく必要があります。

(4) 需要者への災害対策情報の周知

【災害対策情報の周知】

期間内において、積極的に周知することが出来ませんでした。

災害時の早期の応急給水体制構築のため、町防災部局、福祉部局とも連携し、積極的に災害対策に関する広報を進めていくことが必要となります。

【住民との連携体制の構築】

期間内において、防災訓練等の住民との連携体制構築に係る取り組みを実施することが出来ませんでした。

今後は大規模災害の発生等に備え、町防災部局、福祉部局とも連携し、住民との連携体制構築に係る取り組みを進めていくことが必要となります。

4.2 本計画における方針と課題

4.2.1 経営の基本方針

佐々町は、2021年度から2030年度が計画期間の「佐々町第7次総合計画」において、「暮らしいいちばん！住むならさざ～みんなが輝き、みんなで創るまち～」を将来像に掲げ、その実現に向けて、7つの基本目標を掲げて取り組んでいます。

水道事業は、その基本目標の一つである「『生活・安全』を大切にすまち」に位置付けられており、本計画では、基本理念を「おいしく安全な水をいつまでも」と定めました。

この基本理念のもと、現状、課題及び将来の事業環境の見通しを踏まえて、「水の安定供給」「水道施設の強靱化」「健全な経営の確立」の3つの観点から基本方針を設定し、具体的な方向性を示したうえで、今後の水道事業の運営を行っていきます。

図4-1 佐々町第7次総合計画抜粋



基本目標3 「生活・安全」を大切にすまち	13	3-1	快適な生活に必要な市街地や自然環境を整える
	14	3-2	身近な交通ネットワークや広域交通ネットワークを確保する
	15	3-3	ライフスタイルに応じた多様な住まいの場を提供する
	16	3-4	まちの中心にふさわしい機能の充実を図る
	17	3-5	水環境を守り、育てる
	18	3-6	おいしく安全な水を供給する
	19	3-7	犯罪や交通事故から町民を守る
	20	3-8	まちの防災力を高め、被害を最小限にとどめる

4.2.2 佐々町水道事業における課題のまとめ

前期水道ビジョンにおける課題の評価結果を踏まえ、佐々町水道事業における新たな課題を表4-2、表4-3のとおり整理します。

表4-2 佐々町水道事業における課題①

分類	現状評価の結果又は将来の事業環境を踏まえた課題の整理 (水道事業ビジョン作成の手引きより)	目標設定 (水道事業ビジョン作成の手引きより)	佐々町水道事業における課題(現状)
持続	基本：水道施設の計画的な更新のために必要な財源を確保できるか。	基本：中長期的な財源確保の見込みをつける。	
	・広域化の取り組みは進んでいるか。	・近隣水道事業者等と広域化の検討を開始する。 ・実現可能な範囲から発展的広域化を推進する。	・近隣水道事業者との協議を行っているが、現状ではコストメリットに繋がるような事業が見い出せていない。
	・官民連携やPPP（Public Private Partnership）の検討は進んでいるか。	・効率的で持続可能な事業運営のための民間活用の導入する。	・水道職員の異動に伴い、経験年数が急減しており、技術継承が課題である。下水道事業との共同による検討が必要。
	・水道未普及地域は解消されているか。	・未普及地域を解消する。	・経済性を検討しながら進めていく必要がある。
	・水需要の減少を見据えた効率的な施設配置、施設稼働率となっているか。 ・効率的に水道施設の再構築を進めているか。	・水道施設の更新に合わせ、将来の水需要を見据えた効率的な施設の配置と再構築を行う。	・佐々川の水量減少、井戸水の水質悪化に伴い、追加の水源開発及び将来的な水需要を予測した施設更新計画の検討が必要。
	・累積欠損等の経営事情は改善しているか。	・適正な料金収入を確保する。	・将来の更新需要や収支見通しの状況を鑑み費用の縮減や適正料金への見直しの検討が必要。
		・より一層の経費縮減を実現する。	・全国的な物価上昇、耐震化や老朽化に係る更新投資、経常経費の増加が見込まれる。有収率の維持向上も必要。
		・省エネルギー対策を推進する。	・環境配慮に向け、引き続き導入の検討が必要。しかしながらコスト面での課題も残っている。
	・業務に応じて適切に人材を確保しているか。	・専門性のある人材育成の手法を確立する。	・水道職員の異動に伴い、経験年数が急減しており、技術継承が課題である。財政面から増員することは難しく、DXによる技術継承を検討していくことが必要。
		・職員の技術力、組織力を強化する。	・近隣水道事業者との必要な連携についての検討が必要。
		・地域の中核的水道事業との間に必要な連携体制を構築する。	
	・渇水時を想定して水源を確保しているか。	・渇水時にも安定供給が可能な水源を確保する。	・保有している水源の水質悪化や河川水の減少に伴い、新たな水源の確保に関する検討が必要。
・渇水時を想定した給水体制を構築する。		・渇水を想定したマニュアルを策定しているが、状況に合わせ定期的な見直しを行っていく必要がある。	
・水道サービスの向上に向けた情報収集に積極的に取り組んでいるか。	・水道サービスに関する新しい知見及び情報の収集、整理を行う。	・マンパワーが不足しており、通常業務に注力し、新しい知見等の情報収集が行えていない。	

表4-3 佐々町水道事業における課題②

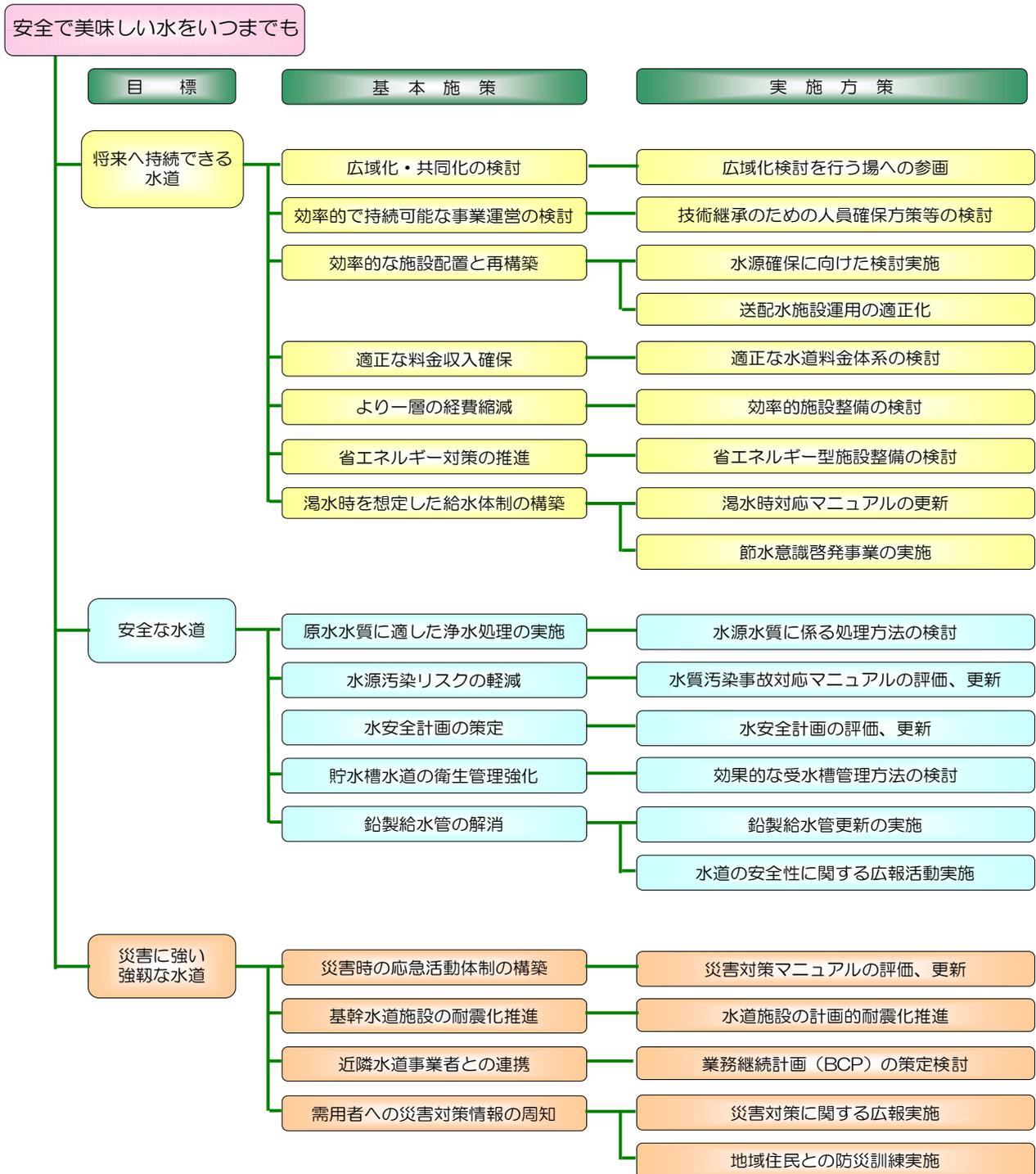
分類	現状評価の結果又は将来の事業環境を踏まえた課題の整理 (水道事業ビジョン作成の手引きより)	目標設定 (水道事業ビジョン作成の手引きより)	佐々町水道事業における課題(現状)
安全	基本：水質管理体制を構築しているか。	基本：水質汚染事故等に備えた水質管理体制を構築し、安全でおいしい水の安定供給を継続する。	
	・通常時において適正な水質管理の実施が可能な体制を構築しているか。	・より一層原水水質に適した浄水処理を行う。 ・原水水質及びその特徴を詳細に把握する。	・保有水源の水質が悪化しており、新たな水源確保に合わせ、必要な処理方法の検討が必要。
	・水質汚染事故発生時等の危機時において適正な水質管理の実施が可能な体制を構築しているか。	・水源周辺地域における水源汚染リスクの監視、管理を強化する。 ・水源汚染リスク軽減させる。	・河川水や地下水を水源としており、水源汚染のリスク管理が必要。 ・水源に係るセキュリティ対策が必要。
	・水源保全のための取り組みを実施しているか。	・水質改善や水質監視・水質異常時の対応などの流域関係者等との連携した取り組みを推進する。	
	・水質検査の信頼性を確保しているか。	・適切な水質検査の実施、または適切な水質検査機関への委託と検査結果の確認を実施する。	・体制が整備された事業者へ委託する必要がある。
	・貯水槽水道の適切な衛生管理を行っているか。	・全ての小規模貯水槽水道の設置者に対する適切な指導を実施する。	・貯水槽水道を把握し、管理徹底を行う必要がある。
	・給水装置の安全性及び給水装置工事業者の資質は確保できているか。	・給水装置に対する安全性を高め、給水工事の事故を減少させる。	・事業者における技術者の減少が起きており、職員の技術継承も課題となっている。
	・鉛製給水管は残存しているか。	・鉛製給水管を解消する。	・鉛製給水管残存箇所の把握が出来ていない。
	・需要者への安全性に関する説明責任を果たしているか。	・安全性に関する情報公開を積極的に行う。	・安全性に関する説明が行えていない。
強靱	基本：水道施設の耐震化を計画的に実施しているか。	基本：水道施設の必要な耐震性を出来るだけ速やかに確保する。	
	・災害時の応急活動体制は構築できているか。	・災害時の応急活動体制を構築する。	・災害時を想定したマニュアルを策定している。
	・基幹施設は必要な耐震性を確保できているか。	・全ての基幹施設の必要な耐震性を確保する、または必要な耐震性の確保に向けた取り組みを計画的に実施する。	・施設の耐震性能の把握が出来ていない。
	・応急給水体制及び他の水道事業者等との応援体制を構築できているか。	・具体的な応急給水体制を構築する。	・災害時を想定したマニュアルを策定している。
	・重要給水施設を把握しているか。 ・災害時にも重要給水施設への給水を確保できるか。	・重要給水施設を把握し、重要給水施設配水管の耐震性を確保する。	・重要給水施設は把握できているが、耐震管でない配水管が数多く残っている。
	・災害時の指揮命令系統は明確になっているか。	・組織内で災害時の指揮命令系統の理解度を向上させる。	・災害時を想定したマニュアルを策定している。
	・災害時においても資機材の調達が可能か。	・近隣の水道事業者や業者との連携により、災害時においても資機材の調達が可能な体制を構築する。	・大規模災害時における近隣事業者等との資機材調達や応援給水に関する協定整備が必要。
	・需要者への災害対策に関する情報の周知は十分にできているか。 ・災害時における住民との連携体制を構築できているか。	・耐震化事業の必要性、応急給水拠点や給水方法に関する需要者の理解度を向上させる。	・非常時における対応の周知と住民との連携強化に係る取り組みが必要。

4.3 推進する実現施策

4.3.1 施策の体系

本計画で提示する施策の体系図は以下のとおりとします。

図4-4 施策体系図



4.3.2 将来へ持続できる水道

(1) 広域化・共同化の検討

令和5年3月に策定された「長崎県水道広域化推進プラン」に基づき、県と市町村で構成する「長崎県水道事業広域連携推進会議」及び本町と近隣市町で構成する地域ブロックにおいて、業務の一体化やシステムの共同化など周辺自治体との連携強化に向け、以下のとおり検討を進めていきます。

- ・近隣水道事業等とのソフト面での連携
- ・施設の維持管理、水質管理等の各業務部門に関する共同化
- ・近隣水道事業等との施設の共同化、施設の共同整備
- ・近隣水道事業等との人事交流の実施

(2) 効率的で持続可能な事業運営の検討

今後の水道事業の持続可能な事業運営の課題として、将来の更新投資による収支見通しの悪化及び人材育成・技術の継承があります。

将来の更新投資による収支見通しの悪化については、費用の縮減・適正料金等の検討を行い収支改善を図ることが必要です。

また、人材育成・技術継承については、一般会計との人事異動もあり、計画的な技術職の配置を行うことが困難であり、現在の収支見通しでは、新たな技術職員の確保も困難な状況であるため、以下のような検討を行いながら、事業運営及び技術の維持に努めていきます。

- ・PPP導入による技術力の確保
- ・ICTを活用した施設維持管理の実施
- ・DXの推進

(3) 効率的な施設配置と再構築

①水源水質確保に向けた検討実施

現在は水需要量を満足する水源を確保していますが、水質や取水能力に課題がある水源もあることから、渇水や水質の悪化などにより、水源水量の不足が発生する可能性もあります。新たな水源の確保も困難なことから、以下のような取り組みを行いながら新たな取水方法の検討及び既存水源の水質維持を進めていきます。

- ・河川水利権拡大に係る水利関係者との協議の場の設定
- ・近隣水道事業者との広域連携に係る協議の場の設定
- ・既存水源の使用機器のメンテナンスや有効な処理方法の選定

②送配水施設運用の適正化

既存施設の中には、配水水圧や配水池滞留時間の適正化など、改良すべき施設が多くあり、これらは施設の更新に合わせ改良を行うことにより、効率的な施設としていく必要があります。

表4-4のとおり、課題のある送配水施設及び、これらの解消に向けた検討方針の一覧を示します。

表4-4 送配水施設の課題解消に向けた検討方針一覧

No.	項目	課題	検討内容
1	送配水管の兼用 ・中央配水池送水 ・北部配水池送水 ・志方ポンプ所 ・神田ポンプ所	運用上、配水池容量の不足、及び長期間 停電時の断水	新たな配水管の布設
2	南部中継ポンプ所への送水	時間配水量によっては着水量不足	新たな送水管の布設
3	道路外布設送配水管 ・迎木場ポンプ所 ・志方ポンプ所	布設位置が不明確で管理に支障	道路に布設替え
4	佐々川横断配水管	志方地区の安定給水	新設(橋梁添架含む)
5	江里第1ポンプ所	ポンプ棟の傾き	ポンプ所改築

(4) 適正な料金収入確保

本町の特徴として、工場用水量への依存度が高く、景気の影響を受け易い経営構造となっています。また、給水人口の減少が予想される一方、老朽化施設の更新や耐震化など多額の更新投資が発生する見込みとなっています。

将来に向けた安定的な経営を行うため、以下のとおり検討を進めていきます。

- ・中期的な更新需要等を勘案した水道料金への改定

(5) より一層の経費縮減

今後、老朽化施設の更新、水道施設の耐震化などを控えており、安定経営の持続のため、料金改定の検討と併せ、経費縮減が必要となります。

以下のとおり経費縮減に向けた検討を行います。

- ・アセットマネジメントの運用及び水需要予測に基づく効率的施設整備計画の策定
- ・施設更新時における省電力機器の積極的な活用
- ・継続的な漏水調査の実施及び計画的な管更新による有収率の維持、向上

(6) 省エネルギー対策の推進

本町は地理的に高低差が大きいため揚水ポンプ設備が多い特徴があります。

経費節減及び環境負荷軽減を推進するため、以下のとおり検討、取り組みを行っていきます。

- ・省電力機器の積極的な活用

(7) 渇水時を想定した給水体制の構築

① 渇水時対応マニュアルの更新

前述のとおり、水道水源確保は本町の最重要課題であり、今後広域連携も視野に含め、水源の確保に取り組んでいく必要があります。

そこで、渇水時における給水体制の強化を図るため、以下のとおり取り組みを行います。

- ・ 現在策定している渇水時対応マニュアルの評価、更新
- ・ 近隣事業者との応援体制構築に係る協議の場の設定

② 節水意識啓発事業の実施

水道水源確保を広域連携も含め取り組んでいくものの、限りある水資源を有効に活用するため、節水に関する情報発信や啓発活動を通し、町民の皆様の水道事業への理解が深まるよう、節水意識啓発事業に取り組みます。

4.3.3 安全な水道

(1) 原水水質に適した浄水処理の実施

水道水質基準は遵守している状況ですが、国においてP F O S（ペルフルオロオクタンスルホン酸）やP F O A（ペルフルオロオクタン酸）等に係る新たな対応も検討されています。

引き続き、安全で安心な水道水を供給することを目的として以下のとおり取り組みます。

- ・ 新たな水質基準に対応する浄水方法の検討
- ・ 既存水源の使用機器のメンテナンスや有効な処理方法の検討

(2) 水源汚染リスクの軽減

① 水質汚染事故対応マニュアルの活用

万が一、水道水源の汚染事故が発生した場合、取水停止やこれに伴う減断水の発生など、町民生活に多大な影響が発生する可能性があります。渇水時マニュアルと同様、水質事故などが発生した場合の行動指針を予め定めておくことにより、町民の皆様への影響を最小限に抑えられると考えます。

② 水安全計画の活用

「水安全計画策定ガイドライン 平成20年5月 厚生労働省健康局水道課」では、水安全計画策定の目的と効果を「水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指すものである。」としています。

作成した水安全計画の取組とより良い水安全計画の見直しを検討していきます。

【安全性の向上】

現在水道水の安全性は、日々の浄水処理及び消毒効果の確認、並びに定期的な実施される水質検査によって確保されています。これらの取組に加えて、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害原因事象を的確に把握し必要な対応をとることにより、リスクが軽減され安全性の向上が図られます。

【維持管理の向上・効率化】

取水から給水に至る危害分析を行う中で、水道システム内に存在する危害原因事象が明確となり、管理方法や優先順位が明らかになります。そのことにより、水道システム全体の維持管理水準の向上や効率化が図られます。

【技術の継承】

水質監視、施設管理、運転制御等に関する技術的な事柄について、水源から給配水までを一元的に整理し文書化することは、各水道事業者における技術の継承において極めて有効です。

【需要者への安全性に関する説明責任（アカウンタビリティ）】

水安全計画が文書化され、それに基づいた管理が行われていること及びその記録は、常に安全な水が供給されていることを説明する上で有効な手段となります。

【一元管理】

水安全計画は、水道事業者が水道システム全体を総合的に把握して評価するものであり、管理の一元化・統合化が図られます。また、水安全計画は、施設の更新計画、改良計画など水道施設のアセットマネジメントにも寄与するものです。

【関係者の連携強化】

水源から給水栓に至る全ての段階を視野に入れた危害評価・危害管理の検討により、水道水源の水質改善や水質監視・水質異常時の対応などの流域関係者等との連携した取組が推進されるとともに、貯水槽水道を含めた給水過程での水質管理の向上が図られます。

以上を考慮し、本町では、水道水質の安全性確保と、住民へのアカウンタビリティ向上等を目的として、必要に応じ水安全計画の評価、更新を行っていきます。

(3) 貯水槽水道の衛生管理強化

貯水槽水道とは、ビルやマンション等の建物内に設置されている受水槽以降の給水設備の総称として、平成13年に改正された水道法で定められたものです。管理を、設置者（建物所有者や分譲マンションでは管理組合等）が行うこととされているため、管理が行き届かず、住民などの水質不安の要因となることがあります。

このため、全ての受水槽設置者に対する適切な指導を実施するなど、効果的な受水槽管理を継続・強化します。

(4) 鉛製給水管の解消

①鉛製給水管更新の実施

本町では、給水管の鉛管使用について、水害等で以前提出された給水台帳等の書類がなく確認の手段がないため、鉛製給水管残存箇所は把握できていません。

しかしながら、鉛製給水管による健康被害の恐れもあるため、鉛管撤去に向けて以下のとおり取り組みます。

- ・給水管漏水修繕、配水管更新時における全線布設替え
- ・鉛製給水管布設可能性地区住民への鉛製給水管撤去啓発広報

②水道の安全性に関する広報活動実施

本町の水道水質に対して、水質試験の結果等をホームページに掲載し、安全性などについて積極的な広報を行い、水道水に対する不安を払拭するための活動に取り組み、水道利用者に、水道水を安心して利用して頂けるよう取り組むものとします。

また、水道に対する広報活動は、町民の皆様とのコミュニケーションの手段として有効であると考えられ、水道事業に対する理解が深まることが期待されます。

引き続き、さまざまな広報媒体を通じ、積極的な情報発信の取組を行います。

4.3.4 災害に強い強靱な水道

(1) 災害時の応急活動体制の構築

大規模な地震などの災害発生時には、応急給水、復旧などの応急活動体制を早急に構築することが必要となります。災害時を想定し作成した施設事故・停電対策マニュアルどおりの初動対応が実施出来るよう、訓練の実施や住民への災害時の対応などの広報を実施していきます。

(2) 基幹水道施設の耐震化推進

ほとんどの水道施設において、耐震診断が未実施であり、耐震診断の実施が必要となります。

ただし、管路を含む全水道施設の耐震化には莫大な費用を要するため、災害時の安定した給水体制の維持を目的とし、避難所等の重要施設に係る基幹水道システムの耐震化を優先的に取り組んでいきます。

(3) 近隣水道事業者との連携、業務継続計画の策定検討

大規模な災害が発生した場合、水道の供給に必要な電力、薬品、資機材等の供給、災害時における職員の確保等に制約が発生し、断水等の影響が長期にわたる可能性もあります。このような事態に備え、近隣の水道事業者や業者との連携により、災害時においても資機材の調達可能な体制を構築する必要があります。

引き続き、県・近隣水道事業者との情報共有、協力体制など関係性の強化に向けて協議の場の構築等の検討を行っていきます。

また、災害時の業務継続体制構築のため、水道事業業務継続計画を策定する必要があります。

現在の応援体制、職員の状況等に基づく計画の策定に向けた検討を行っていきます。

(4) 需用者への災害対策情報の周知

①災害対策に対する広報実施

災害により断水等が発生した場合に、応急給水がどこで実施されるかなどの情報を普段から周知するため、各種媒体での広報の充実に取り組みます。

②地域住民との防災訓練実施

災害対策の広報の充実と併せ、町防災部局、福祉部局等と連携し防災訓練等に参加し、災害時の応急給水方法などの周知に取り組みます。

第5章 投資・財政計画

5.1 投資・財政計画の基本事項

佐々町水道事業は、地域住民の生活水準の維持向上のため、佐々町の社会資本の一つとして整備してきました。その普及率は、令和5年度末時点で99.9%に達し、地域住民の生活に欠かせない重要なライフラインとなっています。しかし、近年の水需要の減少による収益の減少や、施設の更新・耐震化に伴う費用の増大など、様々な問題を抱えており、さらなる運営基盤の強化が求められています。

水道事業を取り巻く経営環境が厳しくなる中で、施設の更新・耐震化整備を進め、健全性を維持していくためには、経営状況についての的確に現状を把握したうえで、徹底した経営の効率化や施設管理の見直しに取り組む必要があります。

経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本方針であり、その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備の投資見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画によって作成し、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整したものです。

今回は、令和元年から令和5年度までの決算状況と、令和6年度の当初予算の状況を用いて、令和6年度から令和16年度までの11年間の収支を見込んだうえで、本経営戦略の計画期間中（令和7年度から令和16年度までの10年間）に取り組むべき事業に要する費用とその財源を試算しました。

5.2 投資・財政計画の見通し

〈収益的収支〉

有収水量の減少に伴い、給水収益も減少し、現状のままでは健全な事業運営の継続が困難となることが見込まれるため、**令和9年度、令和13年度での料金改定**を検討しています。

料金改定により、給水収益が段階的に増加することにより、令和9年度以降の損益をプラスで維持することができ、収支のバランスを均衡させることが出来る見込みとなります。

〈資本的収支〉

建設改良工事の実施計画については、前期水道事業ビジョンで検討を行った更新基準（機械電気設備を法定耐用年数1.25倍、その他の資産を法定耐用年数1.5倍までに更新）の考え方を引継ぎ作成しています。

財源は、起債を事業費の75%で借入れるものとしていますが、その他の収入がほとんど無く支出が収入を上回るため、資本的収支不足額が発生する見込みです。

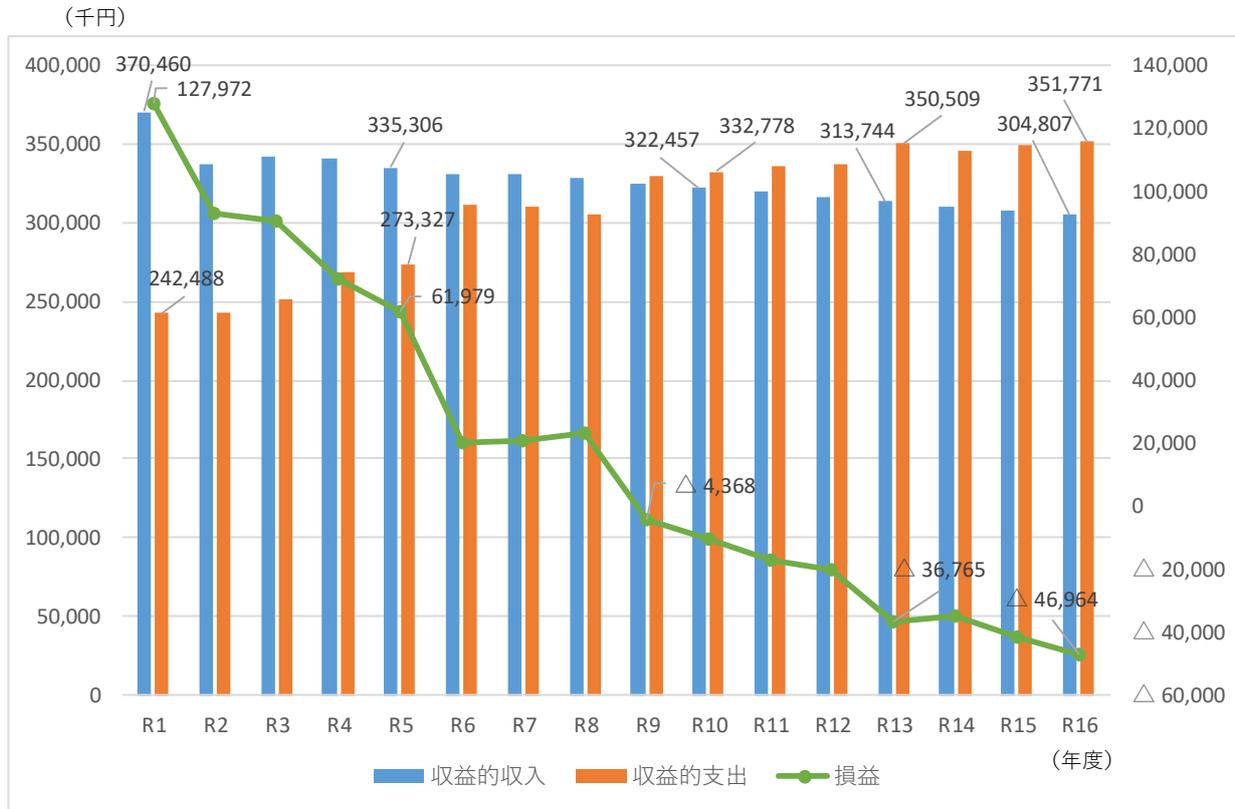
このため、不足する財源については、減価償却費等の損益勘定留保資金、利益剰余金や利益剰余金によって積み立てられた積立金等の補填財源を使用し補填することとします。

料金改定については、収益的収支の損益改善のための改定幅を想定し試算していますが、資本的収支不足額の補填を行うことにより、現在の約9億円の資金残高が令和15年度決算において全て無くなる見込みとなっています。

このことから、毎決算ごとに収支見込を更新し資金残高の推移を判断しながら、必要に応じ財政健全化の対応を十分に検討する必要があります。

図5-1 収支計画の見通し①

収益的収支（料金改定前）



収益的収支（料金改定後）

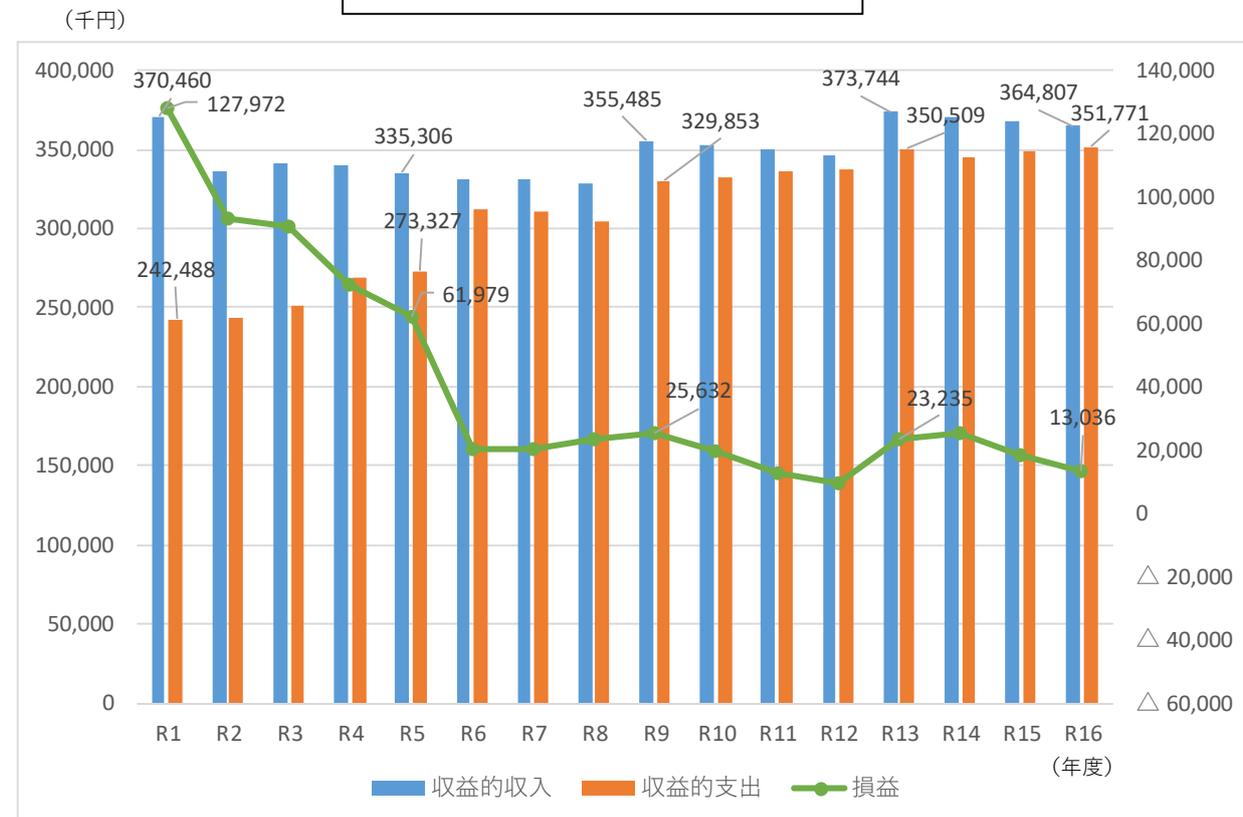
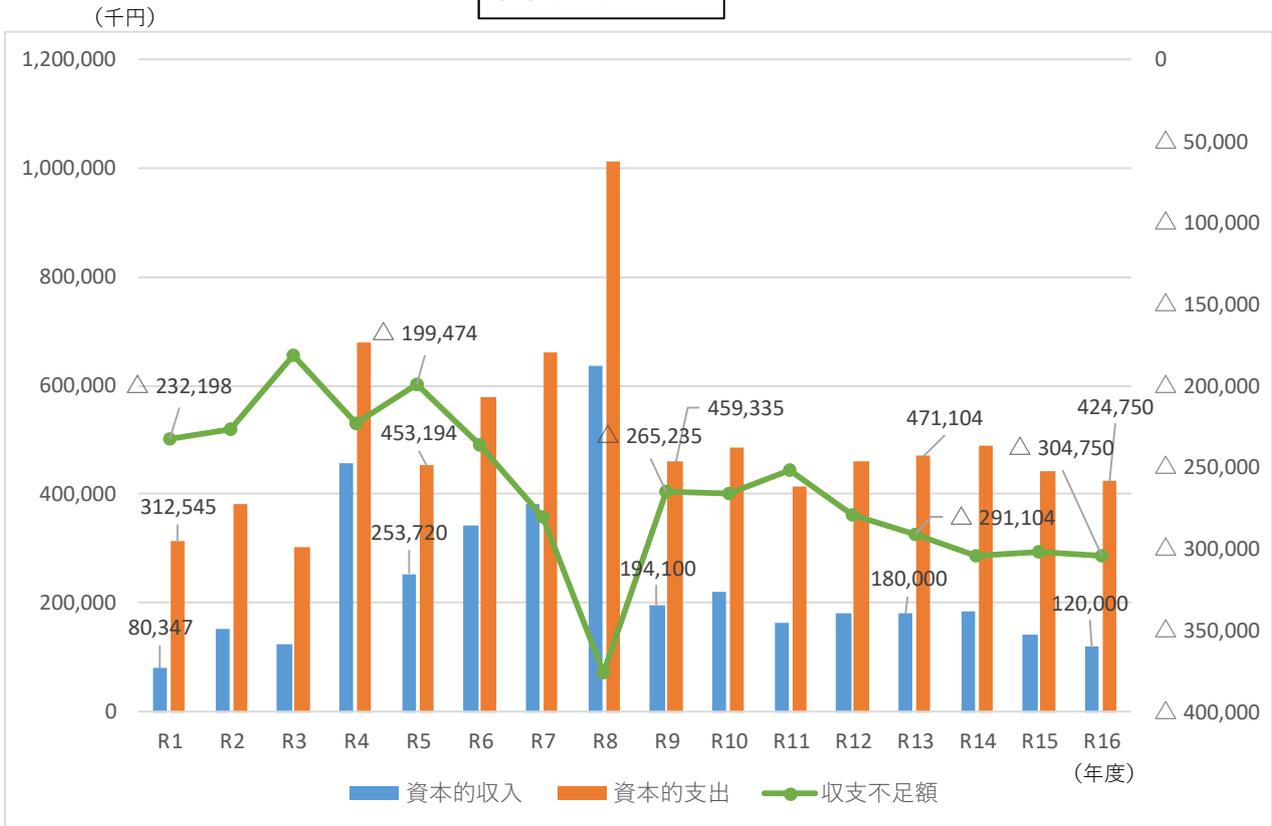


図5-2 収支計画の見通し②

資本的支出



供給単価 (料金改定前後)

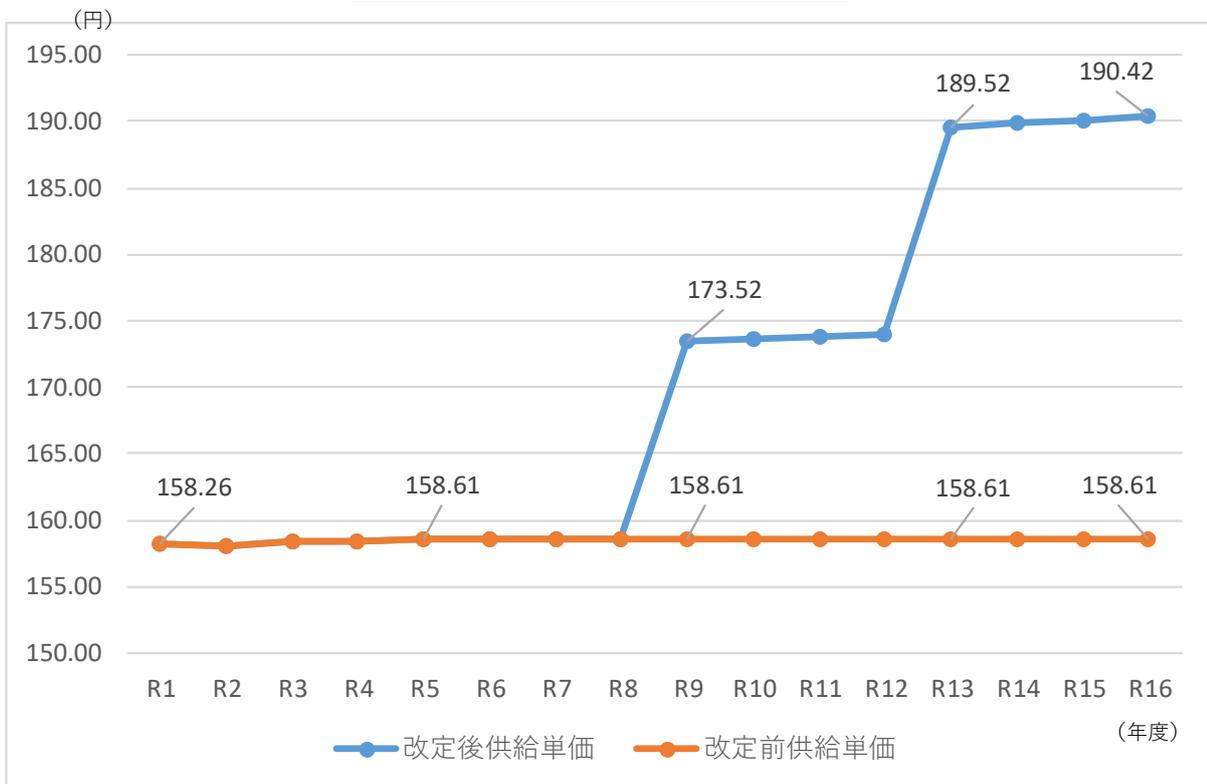
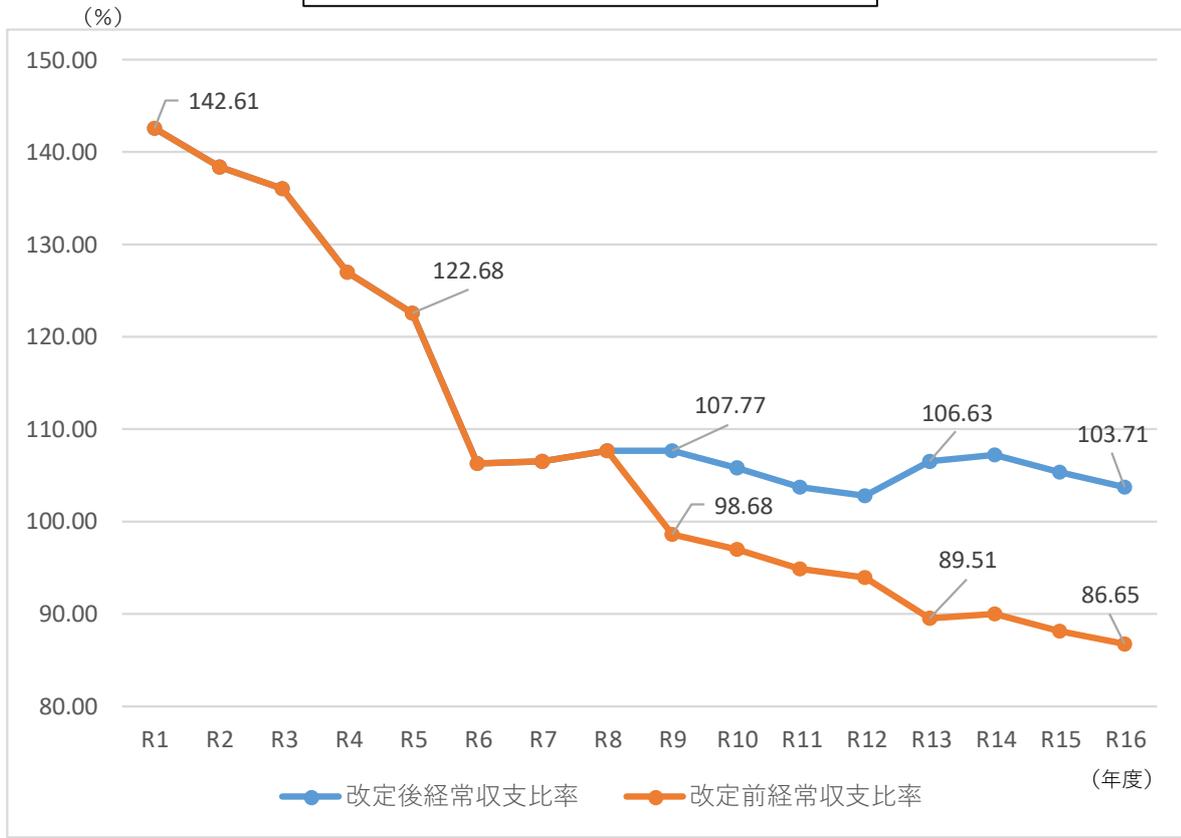


図5-3 収支計画の見通し③

経常収支比率（料金改定前後）



料金回収率（料金改定前後）

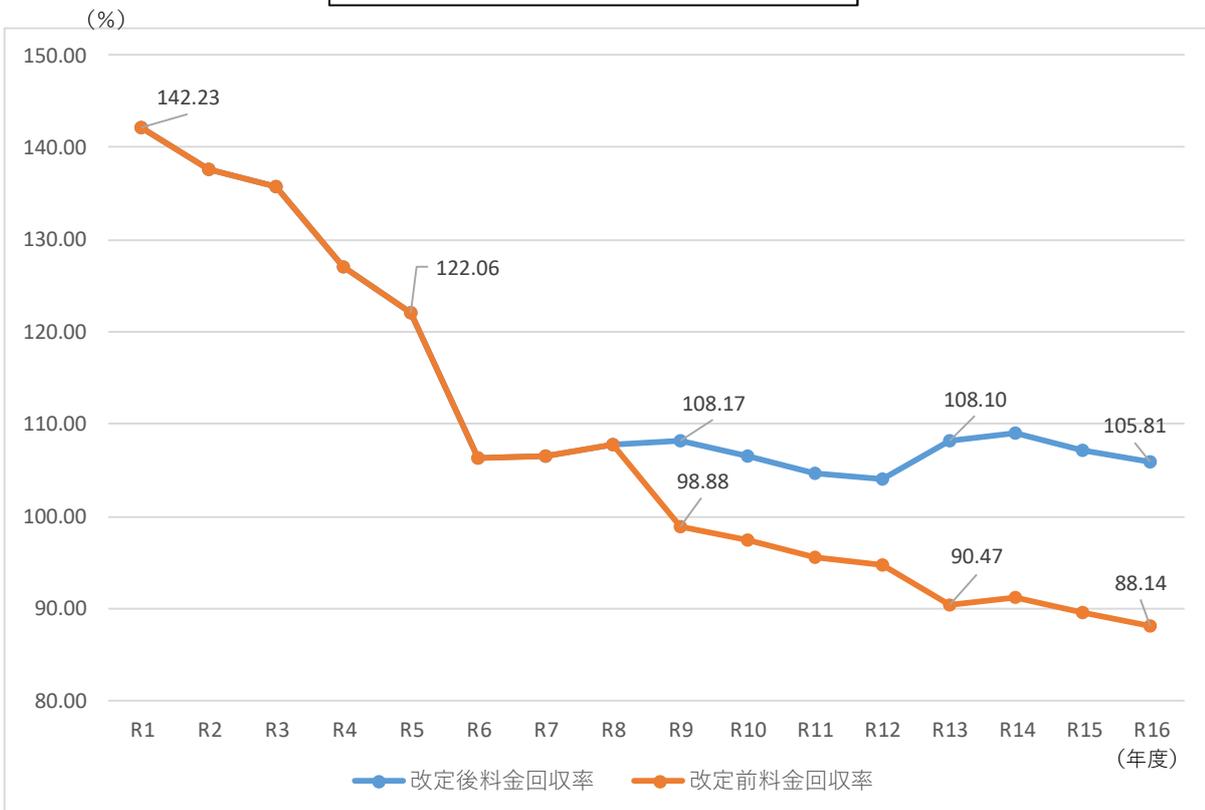
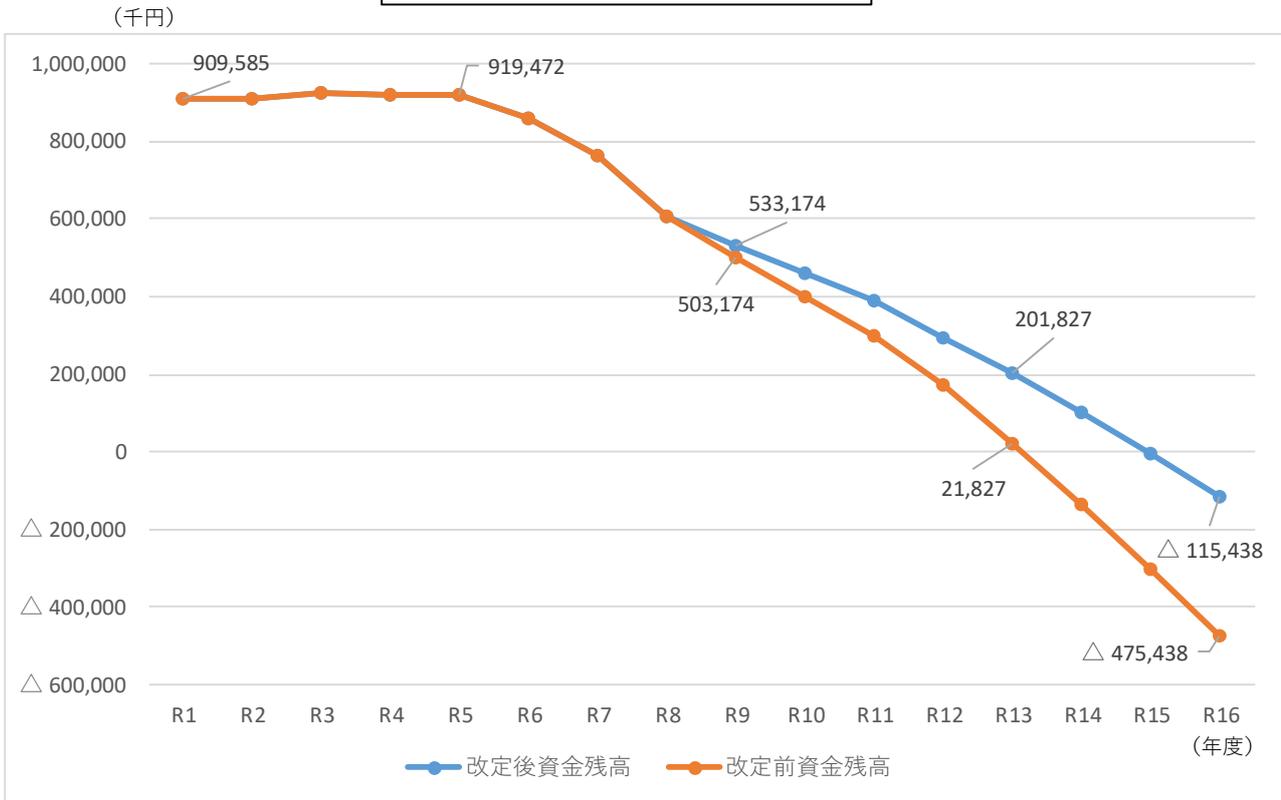


図5-4 収支計画の見通し④

資金残高（料金改定前後）



水道事業_財政収支の見通し (R2~R9) **※料金改定前**

(単位：千円)

※R2~R5は決算値

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
項目		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
収益的 収支 (税抜き)	収益 (A)	336,594	341,634	340,511	335,306	331,480	331,226	328,164	325,485
	営業収益	329,531	335,455	334,091	329,314	326,954	325,775	322,896	320,097
	水道料金	328,543	334,501	333,357	328,398	326,205	324,907	322,057	319,223
	その他	988	954	734	916	749	868	839	874
	営業外収益	7,063	6,179	6,420	5,992	4,524	5,451	5,268	5,388
	長期前受金戻入 (B)	4,395	4,585	5,845	4,273	4,223	4,155	4,071	3,984
	その他	2,668	1,594	575	1,719	301	1,296	1,197	1,404
	特別利益	0	0	0	0	2	0	0	0
	費用 (C)	243,303	251,162	268,344	273,327	311,533	310,695	304,997	329,853
	営業費用	236,057	244,977	263,029	267,788	306,294	304,402	297,671	319,877
	費用	145,580	154,628	169,394	157,879	189,012	182,710	174,490	175,680
	減価償却費 (D)	88,143	88,682	88,715	105,081	113,477	117,174	118,797	139,962
	資産減耗費 (E)	2,334	1,667	4,920	4,828	3,805	4,518	4,384	4,235
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	営業外費用	7,236	6,185	5,314	5,539	5,237	6,293	7,326	9,976
企業債償還利息	6,898	5,999	5,121	5,475	5,236	6,146	7,191	9,861	
その他	338	186	193	64	1	148	135	116	
特別損失	10	0	1	0	2	0	0	0	
純利益 (F)=(A-C)	93,291	90,472	72,167	61,979	19,947	20,531	23,167	△ 4,368	
資本的 収支 (税込み)	収入 (G)	153,493	122,482	458,244	253,720	343,000	381,100	637,500	194,100
	他会計支出金	393	882	1,522	1,320	0	0	0	0
	工事等他会計負担金	393	882	1,522	1,320	0	0	0	0
	補償金	0	0	6,222	0	0	0	0	0
	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債	153,100	121,600	450,500	252,400	343,000	381,100	637,500	194,100
	うち消費税 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出 (I)	380,568	303,835	681,035	453,194	579,702	661,200	1,013,986	459,335
	建設改良費	330,930	243,085	611,255	352,439	464,446	522,097	864,000	272,800
	企業債償還元金	49,638	60,750	69,780	100,755	115,256	139,103	149,986	186,535
うち消費税 (J)	30,014	22,099	55,558	32,040	42,222	47,463	78,545	24,800	
収支不足額 (K)=(G)-(I)	△ 227,075	△ 181,353	△ 222,791	△ 199,474	△ 236,702	△ 280,100	△ 376,486	△ 265,235	
補填 財源	補填財源 計 (L)	209,387	198,335	215,515	199,655	175,228	185,530	220,822	160,645
	消費税資本的収支調整額 (J)-(H)	30,014	22,099	55,558	32,040	42,222	47,463	78,545	24,800
	損益勘定留保資金 (D)+(E)-(B)	86,082	85,764	87,790	105,636	113,059	117,536	119,110	140,213
	利益剰余金 (=F)	93,291	90,472	72,167	61,979	19,947	20,531	23,167	△ 4,368
単年度収支 (M)=(K)+(L)	△ 17,688	16,982	△ 7,276	181	△ 61,474	△ 94,569	△ 155,664	△ 104,590	
内部留保資金 (累積) (N)=n-1(N)+(M) ※損益勘定留保資金、利益剰余金、積立金	909,585	926,567	919,291	919,472	857,998	763,429	607,764	503,174	

水道事業_財政収支の見通し (R10~R16) **※料金改定前**

(単位：千円)

		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
項目		2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
収益的 収支 (税抜き)	収益 (A)	322,457	319,525	316,718	313,744	310,818	307,868	304,807
	営業収益	317,267	314,462	311,682	308,732	305,802	302,887	299,986
	水道料金	316,406	313,604	310,818	307,871	304,941	302,025	299,125
	その他	861	858	864	861	861	862	861
	営業外収益	5,191	5,063	5,035	5,012	5,016	4,981	4,820
	長期前受金戻入 (B)	3,892	3,763	3,701	3,701	3,701	3,661	3,505
	その他	1,299	1,300	1,334	1,311	1,315	1,320	1,315
	特別利益	0	0	0	0	0	0	0
	費用 (C)	332,778	336,563	337,039	350,509	345,504	349,285	351,771
	営業費用	322,801	326,209	326,591	339,917	334,848	338,611	341,406
	費用	174,219	174,143	173,756	183,316	175,340	176,099	175,650
	減価償却費 (D)	144,203	147,734	148,519	152,259	155,177	158,182	161,422
	資産減耗費 (E)	4,379	4,333	4,316	4,342	4,330	4,329	4,334
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	営業外費用	9,977	10,354	10,449	10,591	10,657	10,673	10,366
企業債償還利息	9,844	10,226	10,323	10,463	10,530	10,546	10,238	
その他	133	128	125	129	127	127	128	
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	
純利益 (F)=(A-C)	△ 10,320	△ 17,038	△ 20,322	△ 36,765	△ 34,686	△ 41,416	△ 46,964	
資本的 収支 (税込み)	収入 (G)	219,700	161,950	180,000	180,000	183,700	141,000	120,000
	他会計支出金	0	0	0	0	0	0	0
	工事等他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0
	補償金	0	0	0	0	0	0	0
	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0
	企業債	219,700	161,950	180,000	180,000	183,700	141,000	120,000
	うち消費税 (H)	0	0	0	0	0	0	0
	支出 (I)	485,807	414,307	459,104	471,104	488,104	443,350	424,750
	建設改良費	306,800	229,800	263,800	263,800	268,800	211,800	183,800
	企業債償還元金	179,007	184,507	195,304	207,304	219,304	231,550	240,950
うち消費税 (J)	27,890	20,890	23,981	23,981	24,436	19,254	16,709	
収支不足額 (K)=(G)-(I)	△ 266,107	△ 252,357	△ 279,104	△ 291,104	△ 304,404	△ 302,350	△ 304,750	
補填 財源	補填財源 計 (L)	162,260	152,155	152,793	140,117	145,556	136,688	131,995
	消費税資本的収支調整額 (J)-(H)	27,890	20,890	23,981	23,981	24,436	19,254	16,709
	損益勘定留保資金 (D)+(E)-(B)	144,690	148,303	149,134	152,900	155,806	158,851	162,251
	利益剰余金 (=F)	△ 10,320	△ 17,038	△ 20,322	△ 36,765	△ 34,686	△ 41,416	△ 46,964

単年度収支 (M)=(K)+(L) △ 103,847 △ 100,202 △ 126,311 △ 150,987 △ 158,848 △ 165,662 △ 172,755

内部留保資金(累積) (N)=n-1(N)+(M) 399,327 299,125 172,814 21,827 △ 137,021 △ 302,683 △ 475,438
 ※損益勘定留保資金、利益剰余金、積立金

水道事業_財政収支の見通し (R2~R9) ※料金改定後

(単位：千円)

※R2~R5は決算値

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
項目		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
収益的 収支 (税抜き)	収益 (A)	336,594	341,634	340,511	335,306	331,480	331,226	328,164	355,485
	営業収益	329,531	335,455	334,091	329,314	326,954	325,775	322,896	350,097
	水道料金	328,543	334,501	333,357	328,398	326,205	324,907	322,057	349,223
	その他	988	954	734	916	749	868	839	874
	営業外収益	7,063	6,179	6,420	5,992	4,524	5,451	5,268	5,388
	長期前受金戻入 (B)	4,395	4,585	5,845	4,273	4,223	4,155	4,071	3,984
	その他	2,668	1,594	575	1,719	301	1,296	1,197	1,404
	特別利益	0	0	0	0	2	0	0	0
	費用 (C)	243,303	251,162	268,344	273,327	311,533	310,695	304,997	329,853
	営業費用	236,057	244,977	263,029	267,788	306,294	304,402	297,671	319,877
	費用	145,580	154,628	169,394	157,879	189,012	182,710	174,490	175,680
	減価償却費 (D)	88,143	88,682	88,715	105,081	113,477	117,174	118,797	139,962
	資産減耗費 (E)	2,334	1,667	4,920	4,828	3,805	4,518	4,384	4,235
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外費用	7,236	6,185	5,314	5,539	5,237	6,293	7,326	9,976	
企業債償還利息	6,898	5,999	5,121	5,475	5,236	6,146	7,191	9,861	
その他	338	186	193	64	1	148	135	116	
特別損失	10	0	1	0	2	0	0	0	
純利益 (F)=(A-C)	93,291	90,472	72,167	61,979	19,947	20,531	23,167	25,632	
資本的 収支 (税込み)	収入 (G)	153,493	122,482	458,244	253,720	343,000	381,100	637,500	194,100
	他会計支支出金	393	882	1,522	1,320	0	0	0	0
	工事等他会計負担金	393	882	1,522	1,320	0	0	0	0
	補償金	0	0	6,222	0	0	0	0	0
	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債	153,100	121,600	450,500	252,400	343,000	381,100	637,500	194,100
	うち消費税 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出 (I)	380,568	303,835	681,035	453,194	579,702	661,200	1,013,986	459,335
	建設改良費	330,930	243,085	611,255	352,439	464,446	522,097	864,000	272,800
	企業債償還元金	49,638	60,750	69,780	100,755	115,256	139,103	149,986	186,535
うち消費税 (J)	30,014	22,099	55,558	32,040	42,222	47,463	78,545	24,800	
収支不足額 (K)=(G)-(I)	△ 227,075	△ 181,353	△ 222,791	△ 199,474	△ 236,702	△ 280,100	△ 376,486	△ 265,235	
補填 財源	補填財源計 (L)	209,387	198,335	215,515	199,655	175,228	185,530	220,822	190,645
	消費税資本的収支調整額 (J)-(H)	30,014	22,099	55,558	32,040	42,222	47,463	78,545	24,800
	損益勘定留保資金 (D)+(E)-(B)	86,082	85,764	87,790	105,636	113,059	117,536	119,110	140,213
	利益剰余金 (=F)	93,291	90,472	72,167	61,979	19,947	20,531	23,167	25,632

単年度収支 (M)=(K)+(L) △ 17,688 16,982 △ 7,276 181 △ 61,474 △ 94,569 △ 155,664 △ 74,590

内部留保資金(累積) (N)=n-1(N)+(M)
※損益勘定留保資金、利益剰余金、積立金 909,585 926,567 919,291 919,472 857,998 763,429 607,764 533,174

水道事業_財政収支の見通し (R10~R16)

※料金改定後

(単位：千円)

		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
項目		2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
収益的 収支 (税抜き)	収益 (A)	352,457	349,525	346,718	373,744	370,818	367,868	364,807
	営業収益	347,267	344,462	341,682	368,732	365,802	362,887	359,986
	水道料金	346,406	343,604	340,818	367,871	364,941	362,025	359,125
	その他	861	858	864	861	861	862	861
	営業外収益	5,191	5,063	5,035	5,012	5,016	4,981	4,820
	長期前受金戻入 (B)	3,892	3,763	3,701	3,701	3,701	3,661	3,505
	その他	1,299	1,300	1,334	1,311	1,315	1,320	1,315
	特別利益	0	0	0	0	0	0	0
	費用 (C)	332,778	336,563	337,039	350,509	345,504	349,285	351,771
	営業費用	322,801	326,209	326,591	339,917	334,848	338,611	341,406
	費用	174,219	174,143	173,756	183,316	175,340	176,099	175,650
	減価償却費 (D)	144,203	147,734	148,519	152,259	155,177	158,182	161,422
	資産減耗費 (E)	4,379	4,333	4,316	4,342	4,330	4,329	4,334
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	営業外費用	9,977	10,354	10,449	10,591	10,657	10,673	10,366
企業債償還利息	9,844	10,226	10,323	10,463	10,530	10,546	10,238	
その他	133	128	125	129	127	127	128	
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	
純利益 (F)=(A-C)	19,680	12,962	9,678	23,235	25,314	18,584	13,036	
資本的 収支 (税込み)	収入 (G)	219,700	161,950	180,000	180,000	183,700	141,000	120,000
	他会計支出金	0	0	0	0	0	0	0
	工事等他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0
	補償金	0	0	0	0	0	0	0
	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0
	企業債	219,700	161,950	180,000	180,000	183,700	141,000	120,000
	うち消費税 (H)	0	0	0	0	0	0	0
	支出 (I)	485,807	414,307	459,104	471,104	488,104	443,350	424,750
	建設改良費	306,800	229,800	263,800	263,800	268,800	211,800	183,800
	企業債償還元金	179,007	184,507	195,304	207,304	219,304	231,550	240,950
うち消費税 (J)	27,890	20,890	23,981	23,981	24,436	19,254	16,709	
収支不足額 (K)=(G)-(I)	△ 266,107	△ 252,357	△ 279,104	△ 291,104	△ 304,404	△ 302,350	△ 304,750	
補填財源	補填財源 計 (L)	192,260	182,155	182,793	200,117	205,556	196,688	191,995
	消費税資本的収支調整額 (J)-(H)	27,890	20,890	23,981	23,981	24,436	19,254	16,709
	損益勘定留保資金 (D)+(E)-(B)	144,690	148,303	149,134	152,900	155,806	158,851	162,251
利益剰余金 (=F)	19,680	12,962	9,678	23,235	25,314	18,584	13,036	
単年度収支 (M)=(K)+(L)	△ 73,847	△ 70,202	△ 96,311	△ 90,987	△ 98,848	△ 105,662	△ 112,755	
内部留保資金(累積) (N)=n-1(N)+(M) ※損益勘定留保資金、利益剰余金、積立金	459,327	389,125	292,814	201,827	102,979	△ 2,683	△ 115,438	

5.3 投資・財政計画の策定にあたっての説明

5.3.1 収支計画のうち投資についての説明

(1) 老朽化施設の更新

老朽化した水道施設及び管路の更新により、施設能力の向上や漏水率の軽減が見込まれます。

これらの更新については、中長期的な経営を見通したうえで、料金改定及び企業債の借入れを考慮し、財政を逼迫しない範囲で更新費を設定し、今後、予定される施設の統廃合、施設診断・更新評価結果を踏まえた前倒し、先送り等を考慮して、計画的な施設・設備、管路の更新を行っていきます。

(2) 水道施設の耐震化

水道施設の耐震化については、上下水道耐震化計画に基づいて、施設の更新時に耐震性を有する設計、資機材を用いることで対応を行っていきます。

(3) 事業費の見込み

令和16年度（2034年）までに実施する事業費については、経営状況、更新計画を踏まえ、投資的（建設改良）事業計画に基づき、毎年度2～3億円／年を見込みます。

表5-1 資本的支出の算定条件

款	項	目	節	算定方法
資本的支出	建設改良費	固定資産購入費	土地購入費	ポンプ所築造を計画している用地購入費を見込む
			機械購入費	・毎年度、量水器購入を見込む ・複数の配水池・ポンプ所にて電磁式メーター（電池式）を採用しているため、電池寿命の8年間での購入を見込む ・ポンプを3年に1回の頻度での1台購入を見込む
			車両購入費	購入から20年経過する公用車の購入費を見込む
			工具器具及び備品	近年の実績平均値により毎年度20万円を見込む
		施設改良費	委託料	投資的（建設改良）事業計画に基づく
			工事請負費	投資的（建設改良）事業計画に基づく
	企業債償還金	企業債償還金	企業債償還金	既往債：償還計画表に基づく 新規分：対象外となる事業（舗装補修工事等）以外は全て借り入れるものとして、15年間償還にて見込む

※投資的（建設改良）事業計画は45，46ページのとおり

水道事業_投資的（建設改良）事業計画【R6～R9】

★…上下水道耐震化計画に基づく耐震化事業

R6

R7

区分	事業名	区分	事業名
委託	羽須和地区配水管更新設計業務委託料	委託	佐々町全域配水管業務委託
	浄水場送水ポンプ室築造工事施工監理業務委託料		浄水場送水ポンプ室築造工事施工監理業務委託料
機械装置	固定資産購入費	機械装置	固定資産購入費
工事	★浄水場送水ポンプ室築造工事	工事	★浄水場送水ポンプ室築造工事
	迎木場地区増圧ポンプ新設工事		佐々川取水ポンプ着脱装置更新工事
	角山地区増圧ポンプ新設工事		町道中央海岸線配水管更新工事（4工区）
	1号沈殿池フロキュレータ更新工事（その2）		町道三柱神社線配水管新設工事
	角山配水池計装設備改修工事		★町道里千本公園線配水管更新工事
	平野地区配水管更新工事		小春地区配水管更新工事
	一般国道204号交通安全施設等整備工事に伴う配水管更新工事（4工区）		その他の配水管更新事業
	★町道中央海岸線配水管更新工事（3工区）		舗装補修工事
	野寄地区配水管更新工事		
	口石地区配水管更新工事		
	羽須和免三柱神社下配水管更新工事		
	迎木場地区家庭用給水ポンプ設置工事		
	2号ろ過池GLFコントロールユニット更新工事		

R8

R9

区分	事業名	区分	事業名
委託	佐々町全域配水管業務委託	委託	佐々町全域配水管業務委託
	分筆業務委託		
	浄水場送水ポンプ室築造工事施工監理業務委託料		
機械装置	固定資産購入費	機械装置	固定資産購入費
工事	★浄水場送水ポンプ室築造工事	工事	★中央配水池配水管分離更新工事（6工区）
	★中央配水池配水管分離更新工事（5工区）		町道市瀬団地線配水管更新工事
	町道中央海岸線配水管更新工事（5工区）		町道都市計画街路5号線配水管更新工事
	町道市瀬線配水管更新工事		町道芳ノ浦線配水管更新工事
	町道都市計画街路4号線配水管更新工事		地方主要道佐々鹿町江迎線配水管更新工事（4工区）
	町道四ツ井樋線配水管更新工事		町道新浜迎線配水管更新工事
	町道芳ノ浦炭鉱線他1路線配水管更新工事		町道芳ノ浦公園線配水管更新工事
	町道第3保育所線配水管新設工事		その他の配水管更新事業
	★町道駅前線配水管更新工事		舗装補修工事
	その他の配水管更新事業		
	舗装補修工事		

水道事業_投資的（建設改良）事業計画【R10～R16】

★…上下水道耐震化計画に基づく耐震化事業

R10

R11

区分	事業名	区分	事業名
委託	佐々町全域配水管業務委託	委託	佐々町全域配水管業務委託 分筆業務委託
機械装置	固定資産購入費	機械装置	固定資産購入費
工事	北部配水池配水管分離更新工事（1工区）	工事	北部配水池配水管分離更新工事（2工区）
	★志方ポンプ所築造工事		志方地区橋梁添架配水管新設工事
	町道上原線配水管更新工事		町道神田市瀬線支-1配水管更新工事
	町道口石水道線配水管更新工事		その他の配水管更新事業
	その他の配水管更新事業		舗装補修工事
	舗装補修工事		

R12

R13

区分	事業名	区分	事業名
委託	佐々町全域配水管業務委託	委託	佐々町全域配水管業務委託
機械装置	固定資産購入費	機械装置	固定資産購入費
工事	志方地区配水管更新工事	工事	江里第一ポンプ所築造工事
	その他の配水管更新事業		その他の配水管更新事業
	舗装補修工事		舗装補修工事

R14

R15

区分	事業名	区分	事業名
委託	佐々町全域配水管業務委託	委託	佐々町全域配水管業務委託
機械装置	固定資産購入費	機械装置	固定資産購入費
工事	江里地区送水管更新工事	工事	江里地区配水管更新工事
	その他の配水管更新事業		その他の配水管更新事業
	舗装補修工事		舗装補修工事

R16

区分	事業名
委託	佐々町全域配水管業務委託
機械装置	固定資産購入費
工事	その他の配水管更新事業
	舗装補修工事

5.3.2 収支計画のうち財源についての説明

(1) 収益的収入

水道事業の主な営業収益である給水収益（水道料金）は、年間有収水量に供給単価（令和5年度決算値ベース）を乗じて算定しました。

有収水量の算定根拠については、国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づいた人口から給水人口を試算し、年間有収水量を見込みました。

用途別としては、一般用は1人あたり有収水量を令和5年度決算数値を一定として算出し、一般用以外（営業用・工場用・官公・学校等）は有収水量の前年数値に9%を乗じて算定しました。

算定結果は、本書18ページ「3.3 給水収益の見通し」図3-2のとおりとなっており、令和5年度決算として328,398千円だった給水収益が、令和16年度には299,986千円となり、それ以降も減収していく見込みとなっております。

給水収益以外の収益的収入の算定条件は表5-2のとおりです。

表5-2 収益的収入の算定条件

款	項	目	節	算定方法
水道事業収益	営業収益	給水収益	水道料金	(給水収益：年間有収水量×供給単価) 国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づいた人口から給水人口を試算し、年間有収水量を見込む ※一般用の1人あたり有収水量は令和5年度数値を一定で算定 一般用以外（営業用等）は有収水量の前年数値に9%を乗じて算定
		受託工事収益	受託工事収益	見込まない（近年の収入実績による）
		その他営業収益	手数料	(工事検査手数料、指定工事店申請・更新手数料 等) 直近3年間の実績値（見込み含む）の平均値
			その他収益	(コピー代) 直近3年間の実績値（見込み含む）の平均値
	営業外収益	受取利息及び配当金	貸付金利息	直近3年間の実績値（見込み含む）の平均値
		他会計負担金	他会計負担金	(消火栓維持管理負担金・消火栓修繕負担金) 直近3年間の実績値（見込み含む）の平均値
		長期前受金戻入	長期前受金戻入	既往の戻入額を見込む（新規の長期前受金戻入は予測が困難であるため見込まない）
		雑収益	その他雑収益	(権限移譲等交付金、消費税及び地方消費税還付加算金 等) 直近3年間の実績値（見込み含む）の平均値
	特別利益	過年度損益 修正益	過年度損益 修正益	見込まない（近年の収入実績による）
		その他特別利益	その他特別利益	見込まない（近年の収入実績による）

(2) 資本的収入

水道事業の主な資本的収入は企業債であり、「投資的（建設改良）計画」に基づき借り入れます。対象外となる事業（舗装補修工事）以外は全て借り入れるものとして、事業費に対して充当率75%で見込むこととします。地方公共団体金融機構から利率0.600%で借り入れることとしておりますが、近年は資金振替により市中銀行から借り入れた実績もあり、利率がさらに上がることも想定されます。

また、据置期間なしの償還期間15年で設定しておりますが、今後の経営状況によっては、耐用年数に合わせた上限40年で借り入れることも検討を進めていきます。

企業債以外の資本的収入の算定条件は表5-3のとおりです。

図5-4 企業債の見通し

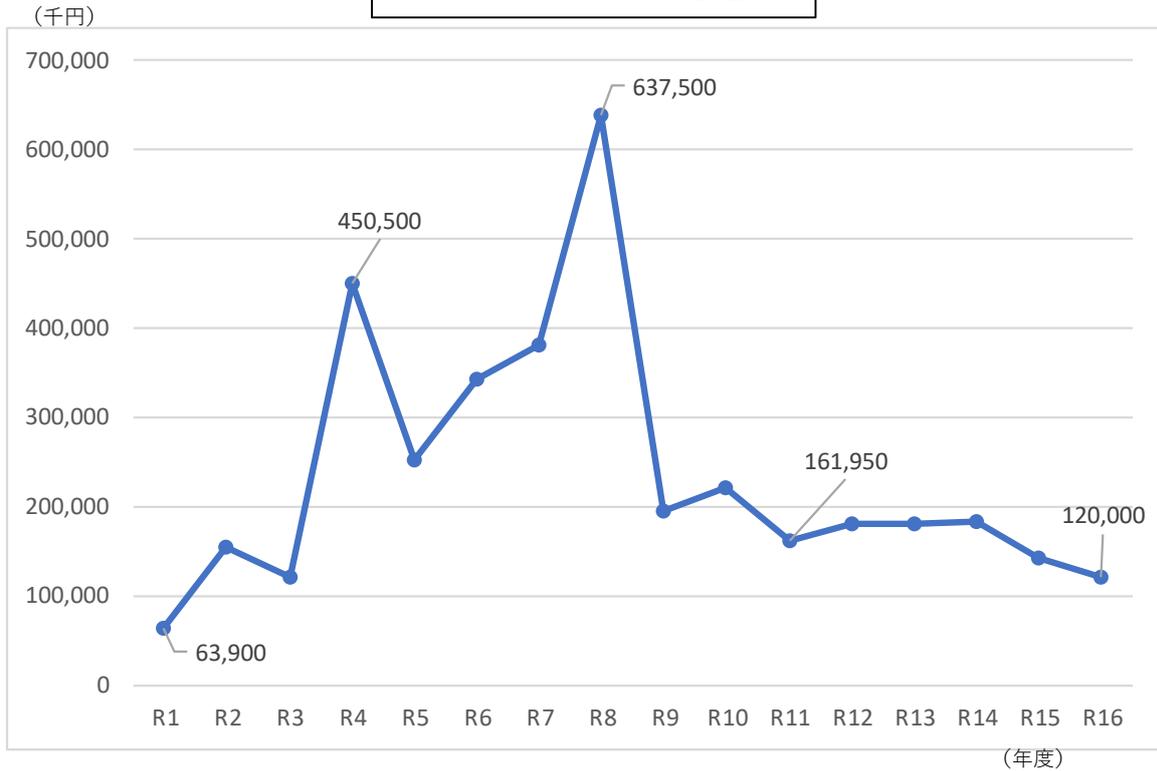


表5-3 資本的収入の算定条件

款	項	目	節	算定方法
資 本 的 収 入	他会計支出金	他会計負担金	他会計負担金	予測が困難であるため見込まない
	補償金	補償金	配水管移設補償費	予測が困難であるため見込まない
	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	見込まない（近年の収入実績による）
	企業債	企業債	企業債	既往債：償還計画表に基づく 新規分：対象外となる事業（舗装補修工事等）以外は全て借り入れるものとする。 借入先：地方公共団体金融機構 充当率：75% 利率：0.600% 償還方法：元金均等方式 償還期間：15年 据置期間：なし

5.3.3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(1) 収益的支出

収益的支出については、令和5年度決算に基づく一定値、直近3年間の実績値（見込み含む）の平均値、近年の実績に基づいて見込むなど、それぞれの費目に応じて算定しております。

また、人件費には昇給分として0.5%を加算、備用品費・燃料費・委託料等には物価高騰率として1%～5%を加算しております。

算定結果は、「図5-1 収支計画の見通し①」のとおりとなっており、毎年度3～3.5億円/年となりました。

収益的支出の各費目の算定条件は表5-4、5-5のとおりです。

表5-4 収益的支出の算定条件①

款	項	目	節	算定方法
水道事業費用	営業費用	総係費	人件費	(給料+手当+賞与引当金繰入額+法廷福利費+退職給付費) 直近3年間の実績値（見込み含む）の平均値に0.5%を加算して見込む
			人件費以外	(旅費+備賞消品費+光熱水費+印刷製本費+食糧費+通信運搬費+委託料+手数料+使用料+賃借料+修繕費+厚生費+負担金+保険料+公課費+貸倒引当金繰入額) 直近3年間の実績値（見込み含む）の平均値に0.5%を加算して見込む ただし、令和6～8年度については物価高騰分として500万円を加算して見込む
		減価償却費	有形固定資産 減価償却費	既設分：予定償却費により計上 新設分：投資的（建設改良）事業計画（案）に基づき別途加算
		資産減耗費	固定資産除却費	直近3年間の実績値（見込み含む）の平均値
		その他営業費用		見込まない（近年の支出実績による）
	営業外費用	支払利息及び企業債 取扱諸費	企業債利息	既往債：償還計画表に基づく 新規分：対象外となる事業（舗装補修工事等）以外は全て借り入れるものとして、15年間償還にて見込む ※利率：0.600%
		雑支出	その他雑支出	直近3年間の実績値（見込み含む）の平均値
	特別損失	過年度損益修正損	過年度損益 修正損	見込まない（近年の支出実績による）
		その他特別損失	その他特別損失	見込まない（近年の支出実績による）

表5-5 収益的支出の算定条件②

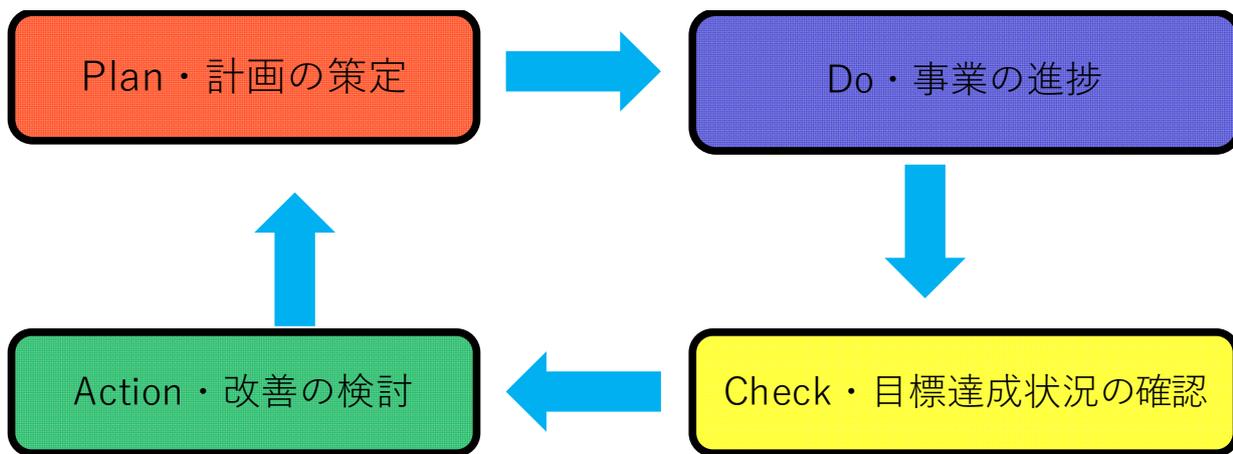
款	項	目	節	算定方法
水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費	備用品費	毎年度20万円として、3年に1回の頻度で50万円として見込み、物価高騰率5%を加算
			光熱水費	令和5年度決算見込額で一定
			委託料	・通年実施している業務（汚泥処理、水質検査等）は令和5年度決算値を基準として、毎年度1%を加算して見込む ・周期的な業務（薬注ポンプOH等）は毎年度60万円を見込む ・深井戸更生、汚泥掻寄機分解整備は4年毎に500万円を見込む ・その他業務（河川浚渫・廃棄物処分等）は毎年度50万円を見込む
			賃借料	非常用発電機レンタル費用として令和8年度まで見込む（令和9年度以降は送水ポンプ室築造工事竣工により不要）
			修繕費	令和5年度当初予算額600万円ですべて
			動力費	令和6年度決算見込額で一定
			薬品費	令和5年度決算見込額で一定
			材料費	毎年度20万円ですべて
		配水及び給水費	備用品費	毎年度20万円として、3年に1回の頻度で50万円として見込み、物価高騰率5%を加算
			燃料費	毎年度20万円として、物価高騰率2%を加算
			委託料	・量水器取替業務は過去5年平均値の500万円ですべて ・小浦工業団地貯水槽給水装置分解業務は、機械設備を5年に1回の頻度で100万円、電気設備を8年に1回の頻度で400万円を基準として、物価高騰率5%を加算 ・追塩装置分解整備業務は5年に1回の頻度で30万円を基準として、物価高騰率5%を加算 ・その他業務（漏水調査、清掃業務等）は350万円を基準として、物価高騰率1%を加算
			賃借料	毎年度30万円ですべて
			修繕費	毎年度1,000万円ですべて
			路面復旧費	毎年度200万円ですべて
			動力費	令和6年度決算見込額で一定
	材料費	毎年度100万円ですべて		
		受託工事費	材料費	見込まない（近年の支出実績による）

第6章 フォローアップ（事後検証）

水道事業ビジョン・経営戦略として令和16年度までに実施する施策を整理しましたが、本計画をより実効性のある計画とするため、定期的なフォローアップを実施します。

フォローアップを行うにあたっては、事業の進捗（Do）に対する目標達成状況を確認（Check）し、改善について検討（Action）した上で新たな計画を策定（Plan）する、PDCAサイクルを意識し、着実な計画の実施に努めます。

図6-1 PDCAサイクル



佐々町役場水道課

〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2

電話：0956-62-2101 FAX：0956-62-3178

E-mail：suidou@saza.nagasaki.jp